

**気候変動枠組条約第11回締約国会議 (COP11)
及び京都議定書第1回締約国会合 (COP/MOP1)
参加報告書**

2005年11月28日～12月9日

カナダ／モントリオール



**財団法人地球産業文化研究所
2005年12月
地球環境対策部**

目次

1. はじめに	
1-1 開催概要	3
1-2 開会	3
1-3 参加者状況	4
1-4 京都議定書の批准状況	4
1-5 主要要人の将来枠組みに関する発言	4
2. CDM理事会	
2-1 CDM 理事会情報 Q&A セッション	9
2-2 CDM 理事会年次報告書と理事会メンバーの選出 (COP/MOP 議題 4)	14
3. マラケシュ合意-COP/MOP 1 に提起された決定書の採択 (COP/MOP 議題 3)	18
4. 京都議定書規定の遵守	
4-1 京都議定書規定の遵守に関する手続きとメカニズム (COP/MOP 議題 7)	19
4-2 遵守委員会	20
5. 将来について	
5-1 UNFCCC に基づく将来の取組みについて	23
5-2 京都議定書 3 条 9 項 (COP/MOP 議題 1 1)	24
5-3 議定書 9 条に基づく議定書レビューの準備手続き	27
6. 6 条監督委員会	
6-1 6 条監督委員会委員の選挙を含めた京都議定書 6 条 (JI) の実施 (COP/MOP 議題 5)	27
6-2 6 条監督委員会委員	30
7. その他の機関との連携:「IPCC 二酸化炭素回収・貯留に関する特別報告書」 (SBSTA 議題 1 0 (b))	31
8. HFC 2 3 破壊の CDM プロジェクトのモントリオール議定書への含意について (SBSTA 議題 6 (b))	32
9. COP11 COP/MOP1 閣僚級会合	33
10. 今後の日程	36
11. 所感	36
12. サイドイベント関連	
12-1 サイドイベント全体概要	37
12-2 サイドイベント個別傍聴一覧表	37
12-3 サイドイベント個別傍聴報告	38

* 第 2 章、第 3 章の一部、第 5 章の一部、第 6 章～第 9 章及び第 1 2 章の一部は NEDO からの委託により調査。

1. はじめに

1-1 開催概要

- 日 程 11月28日(月)～12月9日(金)
- 開催地 カナダ・モントリオール
- 会議場 Palais des Congres de Montreal
- 議 長 COP11 議 長 : ステファン・ディオン環境大臣 (カナダ)
COP/MOP1 議長 : ステファン・ディオン環境大臣 (カナダ)

会合の暫定スケジュール (FCCC/CP/2005/1 参照)

11月28日 (月)	11月29日 (火)	11月30日 (水)	12月1日 (木)	12月2日 (金)	12月3日 (土)
歓迎セレモニー COP11 開会 COP/MOP1 開会 SB23 開会	SB23	COP 全体会合 COP/MOP 全体会合 SB23	Informal Groups	Informal Groups	Informal Groups
12月4日 (日)	12月5日 (月)	12月6日 (火)	12月7日 (水)	12月8日 (木)	12月9日 (金)
	Informal Groups	SB23 閉会	閣僚級会合	閣僚級会合	閣僚級会合 COP11 閉会 COP/MOP1 閉会

1-2 開会

カナダのケベック州モントリオールの会議場「Palais des Congres de Montreal」にて、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)第11回締約国会議(COP 11)と京都議定書第1回締約国会合(COP/MOP1)が、2005年11月28日から12月9日にかけて開催された。京都議定書が発効した後の最初の締約国会合である本会合では、マラケシュ合意の採択、将来枠組み、遵守問題、6条監督委員会、CDM関連事項などの動向が世界の注目を集めた。

初日の歓迎セレモニーは、モントリオールのGerald Tremblay市長及びケベック州のJean Charest州首相のスピーチも後、舞台上に設置された大型スクリーンに暴風雨、洪水、干ばつといった気候変動の影響を伝えるビデオを放映し、そのスクリーンの前に実際に人が演劇するという迫力のある演出によって始まった。

その後、COP10議長のゴンザレス・ガルシア(アルゼンチン)の開会宣言により、COP11及びCOP/MOP1のプレナリーが開始され、カナダのステファン・ディオン環境大臣がCOP11及びCOP/MOP1の議長に選出された。ディオン議長は、マラケシュ合意を正式に採択し、CDMを含めた京都議定書及びUNFCCCの実施を進めることなどを求めた。また、世界の言語は沢山あるが、英語では3つの「I」が重要だと述べ、「Implementation(実施)、Improvement(改善)、Innovation(創造)」を強調した。

午後には、第23回補助機関会合(SB23)が始まり、科学・技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)と実施に関する補助機関(SBI)の議論がプレナリーにて展開された。

(矢尾板 泰久)

1-3 参加者状況

今年2月16日、京都議定書が発効し、G8サミットの間でも気候変動の問題が大きく取り上げられ、地球温暖化について世界中の関心が集まっている。UNFCCC事務局が発表した今会合の参加者数は以下の通りであり、政府関係者・オブザーバー・メディアともに参加者数は増加した。

	政府関係者	オブザーバー	メディア	合計
COP 11	2,809	5,848	817	9,474
COP 10	2,219	3,147	785	6,151
COP 9	1,947	2,698	506	5,151
COP 8	1,468	2,089	795	4,352
COP 7	2,432	1,569	459	4,460
COP 6 パート 2	1,819	1,723	1,086	4,628
COP 6	2,215	3,835	944	6,994
COP 5	1,653	2,001	534	4,188
COP 4	1,430	2,628	883	4,941
COP 3	2,273	3,865	3,712	9,850
COP 2	人数の表示無し			
COP 1	869	1056	2044	3,969

(UNFCCC事務局発表文書より作成)

1-4 京都議定書批准状況

気候変動枠組条約締約国 ⇒ 188カ国及び欧州共同体

http://unfccc.int/parties_and_observers/parties/items/2352.php

京都議定書締約国 ⇒ 156カ国及び欧州共同体

http://unfccc.int/files/essential_background/kyoto_protocol/application/pdf/kpstats.pdf

11月24日時点の京都議定書批准国は、156カ国及び欧州共同体であり、一年前のCOP10終了時の批准国131カ国及び欧州共同体と比較すると、以下の通り25カ国増加している。

(矢尾板 泰久)

1-5 主要要人の将来枠組みに関する発言概要**COP11 及び COP/MOP 開催期間中**

日本

【日本 小池環境大臣】

閣僚級会合において(閣僚級会合の詳細は9. 参照)

我々は、共通だが差異ある責任のもと、全員で参加しなくてはならない、途上国は今すぐにはないが、近い将来に全ての国が参加する実効性のある枠組みに参加しなくてはならない。

UNFCCC

【UNFCCC リチャード・キンリー事務局長代行】

出典：Point Carbon

京都議定書の後継となる合意ができるには、3年から5年はかかる可能性がある。2008年から2010年を、新しい合意が正式決定される時期だろう。国連側は、この新しい世界規模の協定に米国の参加を得るべく努力を続ける。

米国

【米国、ハーラン・ワトソン国務省気候変動問題上級交渉官】

出典：Environment Daily

我々は、強制ではなく協力の精神で、そして真の意味でのパートナーシップに基づいて国際的な取り組みを続けていく必要がある。経済成長と国民への福祉提供という差し迫った責務を負っている発展途上国との関係においては、こうした姿勢がとりわけ重要となる。

【米国、ハーラン・ワトソン国務省気候変動問題上級交渉官】

出典：BBC

2013年以降について、法的拘束力を持つ温室効果ガス排出量目標やタイムテーブルを設定する交渉に加わる意向はない。

EU

【EU、スタブロス・ディマス環境担当委員】

閣僚級会合において

7月のG8でブッシュ大統領は、COP11での国際温暖化交渉の進展と長期的な温暖化防止の取組みに合意していたが、自らのコミットメントを思い出せるよう我々は米国のパートナーとの交渉を続ける。

【EU、スタブロス・ディマス環境担当委員】

出典：eupolitics

今回の会議は将来の気候変動議論の始まり、途上国に対して、先進国と同様な目標を要求するのではなく、別な参加の仕方を考える必要がある。

【英国 ブレア首相】

出典：Point Carbon

京都議定書が2012年に終了した後でも、拘束力のある国際的な合意がなされ、それには全ての主要経済国が含まれると信じている。カギはエネルギー問題にある。

【英国 サラ・ヘンドリー英国代表団長】

出典：Environment Daily

協議の開始を2012年まで先延ばしすることはできない。我々が着手するプロセスでは、何人たりとも排除してはならない。誰もが参加できるオープンなプロセスを模索していく。2013年以降の体制について話し合われるだけでも、COP/MOPは成功といえる。

【フランス シラク大統領】

閣僚級会合において

国連を中心とした多国間での対応が必要である。二国間や地域単位での対応や技術協定だけでは、十分ではない。

カナダ

【カナダ ステファン・ディオン環境大臣】

出典：Environment Daily

じっくり耳を傾けるつもりだ。各国の言い分を聞いて、その後で提案や可能性のある解決策を打ち出すことが、私の役目である。

オーストラリア

【オーストラリア イアン・キャンベル環境大臣】

出典：ABC NEWS

温室効果ガス削減目標が将来の国際的な温暖化対策となることはありえない。京都議定書の子条約が生まれることはないだろう。経済成長を阻害する数値目標や期限設定は有効でなく、こうした措置に多くの国が同意することはないだろう。

途上国

【ブラジル マリーナ・シルバ環境大臣】

閣僚級会合において

第2約束期間には歴史的に見て排出率の高い途上国すべてが責任をとるべき。途上国には責任がない訳ではなく、国内へのコミットメントを持たないのではない。また、国際的なコミットメントについては、先進国が主に負担すべき。

【サウジアラビア Ali bin Ibrahim Al Naimi 石油と天然資源大臣】

閣僚級会合において

附属書I国の一部は約束を持っている。将来の約束について、附属書I国についての規定がある。現時点において、途上国に約束を課すということには賛成出来ない。

(矢尾板 泰久)

COP11 及び COP/MOP 開催前

米国

【11月27日 米国、ハーラン・ワトソン国務省気候変動問題上級交渉官】

出典：BBC

COP11では、2013年以降の気候変動の取組みに関する合意とりつけのためのカナダの動きについて強く反対する。

【11月24日 米国、James Connaughton 環境上級顧問】

出典：ENVIRONMENTAL NEWS NETWORK

我々は、我々の参加を要求する京都議定書の成果を描くことは出来ないと同時に、我々は我々が参加している協定（アジア太平洋パートナーシップ）などにおいて持続可能な進歩をすることが出来る。

【10月6日 米国、James M. Inhofe 上院議長】

出典：Point Carbon

例えば、人間が地球温暖化を引き起こしているが、そうでなくても、京都議定書は地球温暖化を避けるために何ももたらさないだろう。

【7月7日 米国、ブッシュ大統領】

出典：The New York Times

米国は、国の安全保障と、経済上の安全保障から、化石燃料からの離脱を必要としている。ポスト京都では温室効果ガスを制御する技術を可能な限り共有するべく、ともに力を合わせる事ができる。

EU

【11月22日 EU、スタブロス・ディマス環境担当委員】

出典：PLANET ARK

我々の目標は、交渉を始めるための合意を得ることだ。米国を一員にすることは、非常に難しい。我々は途上国を一員にする解決策を見つけなくては行けない。全ての国に適する方法を見つけるために長い議論をする必要がある。

【11月21日 英国、ブレア首相】

出典：Point Carbon

米国、インド、中国は、自分達の発展を妨げるような目標には合意しない。技術に注目する方法こそ目標を達成する道である。京都議定書の土台を壊す、もしくは京都議定書を置き換えるようなことを試みることはない。京都議定書は最も我々を助けてくれるだろう。

【11月20日 英国、マーガレット・ベケット Defra 大臣】

出典：Guardian

強制的な目標で合意を得ることは出来ないであろう。強制的な国家の目標の代わりに、将来の合意はセクター別の目標を設定することになるかもしれない。

【10月24日 EU、スタブロス・ディマス環境担当委員】

出典：REUTERS

米国は問題に直面しなくてはならない。さもなければ、米国は他の国に対して、米国の後ろに隠れて行動しない口実を与えてしまう。

【10月10日 英国、デイビット・キング首席科学顧問】

出典：REUTERS

米国が世界的な行動を成功させることを見ることが出来ない。京都を捨てることは誤っている。京都の第二約束期間に中国とインドを参加させる最も良い方法は、両国が両国に埋蔵している石炭に大きく依存していることを認め、両国の経済成長を阻害せず、炭素隔離といった技術や代替エネルギーでの協力すること。

【10月5日 英国、マーガレット・ベケット Defra 大臣】

出典：REUTERS

2013年以降の将来枠組みに関して今年合意が得られると予測すべきでない。

ロシア

【10月7日 ロシア、セルゲイ・ラヴロフ外務大臣】

出典：Point Carbon

京都議定書の下でのロシアの目標は不公平であり、より大きい排出国により寛大な目標である。（ロシアの2013年以降の交渉を優位にするための発言だとほめかした）

カナダ

【9月12日 カナダ政府高官】

出典：REUTERS

COP11では、米国、中国、インド、オーストラリアといった国々を同じ土俵に取り入れる方法を探す。我々は、モントリオールにて、これらの国々を取り入れるといった結果を予想しない。なぜなら、ポスト京都に関する最初の議論だからである。

【9月2日 カナダ ステファン・ディオ環境大臣】

出典：canada.com

中国は2013年以降における温室効果ガス排出量の削減目標設定に合意しないだろう。彼らの主な優先事項は経済発展だ。

オーストラリア

【10月31日 オーストラリア、イアン・キャンベル環境大臣】

出典：Point Carbon

2013年以降の排出目標を議論するのは時間の無駄。ただし、効果のある地球規模の炭素市場を確立することは地球温暖化との戦いに役立つ。これには15年～20年かかるだろ

う。

途上国

【11月18日 インド、S.K. Joshi 環境省首席事務官】

出典：PLANET ARK

インドのような国が今後20年～25年の間、排出量にキャップをかけることはないだろう。我々は、京都議定書の要求に従って、第二約束期間の締約国に関する話し合いを歓迎する。そして、京都議定書のコミットメントを約束した国々は、進捗を証明しなくてはならない。

【10月21日 南アフリカ、Sue van der Merwe 外務副大臣】

出典：Point Carbon

南アフリカが、Post-2012での先進国による排出削減目標の緩和を受け入れることはない。

【7月15日 インド、IPCC 議長ラジェンドラ・パチャウリ】

出典：Point Carbon

京都議定書の第一約束期間が終了する時、いかなる国際協定においてもインドの急速な経済発展のため、インドは排出量削減を約束することは引き受けられない。我々は、歴史的にこの問題に責任がない。第一歩は、歴史的に責任がある人たちによって取られる必要がある。

【6月15日 中国、Xie Zhenhua 環境大臣】

出典：Point Carbon

中国政府は地球温暖化に影響を及ぼす排出量削減に対して行動を取るが、京都議定書第一約束期間が終了するまで、2013年以降の目標をコミットしないだろう。他の諸国が目標の実施をどう行っているかを見極めるまで、温室効果ガス排出量に関するいかなる義務も負わない。

(矢尾板 泰久)

2. CDM理事会

2-1 CDM理事会情報Q&Aセッション

2005年11月28日(月) 13:00-15:00

CDM理事会のQ&Aセッションは、SB及びCOPで毎回設けられるイベントである。今回はNon renewable biomassが小規模CDMプロジェクトから外されたことに対する不満や、CDM理事会が提案するShare of Proceedの20セント/CER、追加性立証ツール、最近発表されたCDMマネジメントプランに関する質問が多かった。

この1年でCERが実際に発行されたり、Validation及び登録プロジェクト数が急激に増えたりするなどCDMが大きく前進したことから、これまでにあったようなCDMプロセ

スへの大きい不満は聞かれなかった。

Q 1

Non renewable biomass から renewable biomass への転換プロジェクトが小規模 CDM プロジェクトの対象から外されたことに関してその事実関係はどうか。

A 1

EB の決定で、カーボンプールの増減に関しては CDM プロジェクトとはならないこととなった。

Q 1'

例えば、薪は Non renewable biomass として人々の毎日の生活に欠かせないものであり、LULUCF とは関係ない。なぜこういう解釈になるのか。EB からこの 이슈を EB が COP/MOP に上げることはできないか。

A 1'

COP/MOP への提案は締約国であればどこでも提出することができるのでそうして欲しい。

Q 2

京都議定書の 4 条 5 項を適用して技術移転を促進していくことは可能か。CDM と技術移転との関係は。(David Suzuki Foundation)

A 2

技術移転と CDM との関係を知っているのだと思うが、これはマラケシュアコードにあるとおり、CDM プロジェクトが持続可能な発展と技術移転に貢献するということが最も好ましいことである。CDM と技術移転はお互い切り離すイシューではない。また、先進国だけでなく、国内での技術移転も CDM となり得る。

Q 3

①Executive committee の内容を詳しく教えて欲しい(注:このたび策定された CDM Management Plan (CDM-MAP) の「2006 年末までの CDM 支援シナリオ」で、意思決定を促進するために EB の Executive Committee の設立が提案されている)。②Share of proceed の 20 セント / 1 CER についての詳細について。

A 3

①Executive committee についての詳細はまだ詰めて議論されていない。根幹にある考えとしては、CDM に関する決定を迅速に行う仕組みを作るべきであるということ。
②Share of proceed を 20 セント / CER と決めるにあたっては、いろんなシナリオを検討した。一年で 300-400 のプロジェクトをさばくとして、現在のファンディングのギャップを見て、2-3 年後に Surplus ができるように。

Q 4

①Executive committee は一般に公開されるか。
②Share of proceed を適応基金に充当するそれと異なり、CER あたりのフィーで%にこな

かったのではないか。というのも、20セントというのは扱いにくい(tricky)な価格シグナルを市場に送るのではないか。

A 4

①Executive committee の構成や委任事項は EB のマנדートではない。COP で決めることであるのではっきりと答えられない。

②価格シグナルはむしろ市場から来るものであるのではないか。20セントという提案を策定するに当たっては、先にも述べたとおりいろいろなシナリオを考えたものであり、価格シグナルを与えるものではない。

Q 5

追加性の証明が難しいため CDM プロジェクトから手を引く企業もある。IETA は EB の追加性証明ツールのオルタナティブとなるものを開発したが、これを EB に認定 (authorise) してもらえれば便利になるだろう (IETA Andrei Marcu)。

A 5

EB の追加性証明ツールは強制ではない。同ツールは方法論での欠かせない部分となってきたが、柔軟性を持てる部分である。このツールを採用していない方法論もある。他方で、EB は、COP10 決定に基づき今後も引き続き当該ツールをレビューすることとなっている。EB は追加性を証明するための新しいツールの提案を歓迎する。Meth パネルに提出して欲しい。

Q 6

セクター別 CDM (セクター別の政策及びセクター別ベースライン) に関して EB の公式な見解を聞きたい (インド政府)。

A 6

セクター別の CDM については公式な見解や合意はないが、政策を CDM と見なすかどうかについては COP/MOP にそのガイダンスを求めるべくフォワードされた。他方で、セクター別ベースラインについては、今のところ EB では議論していない。関連する方法論も提出されていない。EB はベースラインといったようなトップダウンのアプローチは開発してきていない。

Q 7

L-、L+、E-、E+についての進捗、説明を聞きたい (ボリビア政府)。

A 7

L+、L-の定義を明確にするのは難しく、もうこれらについては EB でガイダンスは出さない。E+、E-については、以前ガイダンスを示しており、これが現在も適用される。

Q 8

①ベースラインを策定するに当たって、2国間での法的な必須事項はあるか。

②クレジット期間について (ブータン政府)

A 8

- ①ベースラインの策定において、2国間の協力は禁止されていない。
- ②(答えず。意図して答えるのではなく、単に忘れてだけの模様。)

Q 9

方法論において既存の国等が設定した基準(スタンダード)が検討されるか(NZ政府)。

A 9

今のところ方法論に基準の言及はない。また、EBは既存の基準をベースとした方法論の開発は行っていない。

Q 10

CDMの改善・強化について、特にファンディングの強化について、EBの見解は何か(UK政府)。

A 10

EBでは議論されていない。しかし、今回COP/MOPに提出されているCDM-MAPにあるように、手続きの効率化、EBと事務局のキャパシティ増強などに資するべくファンディングのギャップを埋めることが必要である。

Q 11 (コメント)

ビジネスコミュニティにとっては、CDMの予測可能性、つまり第一約束期間後のCERの価値について何らかの保証が必要である。

Q 12

- ①CDMプロジェクトの公平な地域的配分のためにEBができることは何か。
- ②(質問者の具体的な経験に関して、)方法論を提出したが通らなかった。その後3回目か4回目の再提出の際、新しい問題が指摘された。なぜ最初の提出のとき全ての問題を洗い出して指摘してくれないのか。不満がある(SouthSouthNorth)。

A 12

- ①公平な地域配分を確保するにはキャパシティビルディングが必要である。DNAのフォーラムを年2回開催するなどを考えている
- ②どの案件か分からないが、もちろん方法論は効率的に審査するべきで、たいていは再提出の場合、1回目の審査と同じメンバーが審査することになっている。しかしこの話を聞くとこれがいつも行われているとは限らないようである。プロジェクト参加者が新しい方法論を提出するに当たっての技術的指針を今開発中。これができれば不承認の新方法論の件数は減るだろう。また、Pre-assessmentの基準を設定することで入れることでこうした問題は解決されるだろう。

Q 13

運輸部門の方法論の進捗状況を知りたい(コロンビア政府)。

A 13

今のところ承認された運輸部門の方法論は1つある。このほか、いくつかの方法論が提案されており、このうちのいくつかは検討中。今すぐ承認されるプロジェクト活動はない。検討中の方法論には2種類あり、一つはバイオ燃料、もう一つはモーダルシフトに関するものであり、後者はモニタリングが難しく、方法論の確立にはもう少し時間を要するだろう。小規模なら運輸部門の方法論はある。リソースが限られているのでとにかく新方法論を提出して欲しい。

Q 14

CCSの取り扱いについてどうなっているか。IPCCのSRのメッセージは、CCSは①緩和策としてとても重要になりうる、②コストが高い、というのがあり、非付属書I国にとって有用だと思う。(IPIECA)

A 14

Meth パネルはCCSの方法論を検討しておらず、その扱いにつきEBでは合意に至らなかった。マラケシュアコードのModalities & ProceduresでCCSの扱いははっきりしないため、COP/MOPのガイダンスが必要である。

Q 15

小規模CDMプロジェクトのバンドリングについて説明を聞きたい(南アフリカ?)。

A 15

それぞれの制限内におさまるのであれば、Type I、II、IIIのそれぞれ別のもの同士組み合わせることが可能。タイプは同じでカテゴリーが異なる場合など、組み合わせ方は様々ある。ベースライン、モニタリングなどバンドリングの技術的な論点に関して小規模CDMWGは更に詰めることになっており、次回の会合で検討する。

Q 16 (コメント)

Non-renewable biomassの小規模CDMからの削除について、検討し直してほしい。このEBの決定は、途上国の開発目標の達成を妨げるものである(ネパール政府)。

Q 17

①CERのsecondary transferについてのClarificationを求める。非付属書I国の口座からCERを付属書I国の非プロジェクト参加者の口座に移転できるか。
②ベースラインシナリオの同定とその算出式についてのClarification。まずベースラインシナリオをひとつに同定してから、計算式を用いて算出する、というのでよいか(Climata Experts 松尾氏)。

A 17

①CERの発行は、検証・認証プロセスを経て、プロジェクト参加者として登録された者のみに発行される。
②ベースラインに関する理解はそれで正しい。

Q 18

クレジット期間について。遡及可能なクレジットについて EB で話し合ったか（オランダ政府）。

A 18

前回の EB で Clarification を出した。吸収源 CDM には適用しないが、2005年12月末までに登録申請されたもののみ遡及してクレジットを申請できる。一方、遡及してクレジットを求めないものなら登録はいつでもできる。もし締め切りを変更するとするなら、これは COP/MOP が決めるもの。

Q 19

①地域的な公平性について。特にアフリカ地域では CDM の案件が非常に少ない。キャパシティビルディングだけでは足りない。セクターCDM など他のアプローチが有効ではないか。

②適応策と CDM のリンクについて。モロッコのような国は気候変動に脆弱で、適応プロジェクトこそ必要とされているものであり、適応策を CDM プロジェクトとすべき（モロッコ）。

A 19

①EB はトップダウンの方法論は開発していない。プロジェクト開発者からの提出が必要。

②適応については大変興味深いですが、現行の Modalities & Procedures では適応策を CDM プロジェクトとすることは認めていない。しかしこの点については留意したい。

Q 20

6条監督委員会（JI）について。EB のこれまでの経験をもとに協力するのか。

A 20

COP/MOP の決定次第である。

その後、事務局から過去1年での CDM の動向について数値のデータを示しながらプレゼンテーションがあった。

(信岡 洋子)

2-2 CDM理事会年次報告書と理事会メンバーの選出（COP/MOP 議題4）

11月30日（水）のCOP/MOPプレナリーで最初に取り上げられた。CDM理事会（以下EB）の議長Sushma Gera（カナダ）からCOP/MOPに提出された年次報告書

（FCCC/KP/CMP/2005/4 及びAdd.1）に基づいて活動の報告があり、その後各国から発言があった。André do Lago(ブラジル)と David Brackett(カナダ)を共同議長とするコンタクトグループが設置され、翌12月1日（木）から12月7日（水）まで断続的にコンタクトグループ及びインフォーマルコンサルテーションが開催された。合意文書は

FCCC/KP/CMP/2005/L.7 <http://unfccc.int/resource/docs/2005/cmp1/eng/l07.pdf> で、日本主導のFutureCDMなど国際的なイニシアティブを更に奨励することや、小規模CDM方法論の見直ししCOP/MOP2への提案を行うこと（日本が小規模CDMのカテゴリーIIの

(財)地球産業文化研究所
省エネについてクライテリアを見直すようかねて主張していた)、二酸化炭素回収・貯留方法論のCDMの適合性についてCDM理事会・SBSTAワークショップ・各国意見を踏まえCOP/MOP2で決定すること、などが合意された(詳細は17ページ)。

11月30日のプレナリーでの各国発言は以下の通り:

- ① インド(G77+中国):この一年間CDMは大きく発展した。更に進めていくために、CDM理事会に指針を与えるよう締約国で話し合いたい。
- ② 日本:CDMを改善するために以下を提案(i)COP10の決定書(12/CP.10)で省エネ、運輸、地域暖房の方法論の開発を優先するよう決めたのにほとんど進んでいない。これらを促進していくべき;(ii)方法論プロセスを効率化するために、EBは汎用性の広い統合方法論の開発を促進していくべき;(iii)EBはMethパネルに、どのような要素が方法論に含まるべきでないか、DOEに判断を任せるべきか、指針を出すべき;(iv)EBは外部機関(締約国、国際機関、DOE、産業界)との協力を最大限利用すべき。
- ③ UK(EU):EBのexecutive機能の強化、事務局の意思決定に係るサポートの強化がより必要。2008年にEBがself-financingとなるまでEUは資金提供をすることを約束、他の締約国にもそのように要請。現行の枠組みでのキャパシティビルディングの促進、強化も必要。
- ④ ネパール:非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスへの転換プロジェクトを小規模プロジェクトから外すとしてEBの決定に反対。もう一度考え直すよう要請。
- ⑤ チリ:方法論プロセス、資金提供の強化、改善が必要。ポスト2012のCDM。EBは意思決定の透明性を確保するべき。EBメンバーの質を高く維持するために必要条件を設けるべき。EBに追加性立証ツールの代替を開発するよう要請。政策CDMの容認求める。
- ⑥ ツバル(AOSIS):CDMプロセスの効率化がCDMの環境との整合性(environmental integrity)を損なわないようにするべき。
- ⑦ アルゼンチン:CDMは技術移転のツールとして用いられるべき。運輸、省エネCDMを促進していくべき。
- ⑧ カナダ:CDM理事会のgovernance機能強化の必要性、CDM改善に今すぐ取り掛かるべき。長期における市場へのシグナルも検討されるべき。
- ⑨ 中国:EB機能の強化、ポスト2012もCDMが強力なメカニズムであるとの今次会合での決定書採択、京都議定書非締約国の企業のCDMへの参加拡大
- ⑩ パナマ:提案されたShare of Proceedが高すぎる。セクター別CDMを取り入れるべき。再生可能エネルギープロジェクトは設備自身新設なのだから追加性立証に縛られず、簡素な手法が用いられてよい。2005年末の締め切りの延長を求める。
- ⑪ タンザニア(Africa Group)、ブルキナファソ、セネガル:アフリカはCDMプロジェクトに遅れをとっている。地理的配分を改善する必要がある。アフリカでのキャパシティビルディングのために特別な基金の設立が必要。

この他にも何カ国も発言があったが、主にEB機能強化、優先分野の方法論開発の促進、

方法論の簡素化、各国からの資金提供強化、地理的配分の改善（アフリカ）、2005 年末期限の延長（ホスト国）、追加性立証ツールの代替アプローチ、セクター別 CDM、政策 CDM（ラテンアメリカ）の必要性、重要性が繰り返されていた。

翌 12 月 1 日から開かれたコンタクトグループで、日本はプレナリーでの主張に引き続き以下の提案をした；(i)方法論プロセスの改善のために、EB は Meth パネルに、方法論にはどのような要素が入るべきあるいは入らないべきか指針を与える；(ii)運輸、省エネ分野の方法論開発の促進；(iii)CCS 方法論の検討が保留となっているが、マラケシュアコードはいかなる技術をも排除していないうえ、IPCC の特別報告書にもあるように緩和策として有効な技術であるので、このような技術を用いた方法論を検討すべき；(iv)小規模 CDM の 3 つのカテゴリーのクライテリアがアンバランスであるので EB にレビューし、COP/MOP2 で報告するよう要請する。

これに対し、ブラジル（EB メンバー Miguez）は、日本の CCS の CDM プロジェクトとしての正当性について反論し、現在の CDM の Modalities&Procedures は CCS 技術に対応していない（リーケージやバウンダリーの問題がある）のですぐに検討できない、とした。日本は、IPCC の特別報告書で CCS のリーケージの極めて低いリスクも含め科学的根拠はある、とし、2006 年の IPCC インベントリガイドライン発行を待って EB が指針を与えるようにすればいいのではないかと提案した。

その他の国からもプレナリーでの意見が繰り返し発表された。ポスト 2012 も CDM が継続されるというシグナルを入れること（G77+中国）、Share of Proceed について EB 案（\$ 0.2/CER）の根拠を問う声や高すぎるとの不满、ホスト国の状況やプロジェクトタイプによって差を設けるべきとの意見（チリその他数カ国）、政策 CDM を認めるべきとの意見（メキシコ等ラテンアメリカ）、キャパシティビルディング強化（アフリカ諸国）、追加性立証ツールの代替アプローチ開発の必要性（メキシコ、インド、パナマなど）など。これらの意見を一通りまとめて議長が決議案ができたが、なかなかまとまらず、最後に近くなるとインフォーマルコンサルテーションがトピックごとに行われ議論の収集をはかった。

Share of Proceed に関する議論では CDM ホスト国と JI ホスト国との対立もみられた。例えばある日のコンタクトグループでロシアは US \$ 0.5/CER を提案するとすかさずブラジル（Miguez）は JI の ERU や国際排出権取引からも適応基金に拠出することを提案すると言及したりした。

また、ポスト 2012 については、日本と EU は議定書 3.9 条に関わるのでここで議論すべきではないと述べた。

12 月 9 日プレナリーで 8 ページにも及ぶ合意文書（FCCC/KP/CMP/2005/L.7）が共同議長の Brackett(カナダ)から報告され、COP/MOP 決定書として採択された。概要は以下の通り

1. 前文で「2013年以降の CDM の継続性を確保する必要性を認識し」という文言が入った。
2. 早期実施プロジェクトの遡及クレジットを獲得するにあたって、従来の 2005 年 12 月 31 日までに登録申請、という締め切りを改訂。2005 年 12 月 31 日までに方法論を提出、もしくは有効化審査の申請をして、2006 年 12 月 31 日までに登録されれば遡及クレジットを申請できることとなった(General パラ 4)。
3. CCS の CDM としての適合性については①締約国に意見提出を要請するとともに、②事務局に SBSTA24 で (in conjunction with SBSTA24) ワークショップを開催するよう要請。また、③EB に、COP/MOP2 に何らかの提案をすることを視野に、CCS 方法論を検討するよう要請する。これら 3 つのアウトプットをもとに COP/MOP2 で CCS に関する EB への指針について決定書を採択すべく検討する (General パラ 5-8)。
4. EB の監督機関としての機能強化を明示し、それにより EB の効率的な運営を図る(Governance パラ 9-18)。
5. 政策や基準は CDM としては認められないが政府のプログラムの下での複数の CDM プロジェクトは一つのプロジェクトとして登録できるとし、大規模プロジェクトのバンドリングは可とした (Methodologies and additionality パラ 20、21)。
6. 国や組織 (Parties and entities) による方法論開発のイニシアティブを認識し、それらを奨励する。さらに政府間組織や NGO、産業界その他にこういった努力を要請する (Methodologies and additionality パラ 22)。→日本政府主導で進める Future CDM イニシアティブなど更に進めていくよう奨励。
7. 追加性を立証するための新しい方法及び現在の立証ツール改善について Public Input 求める。EB にこのような提案を検討し COP/MOP2 への年次報告書で報告するよう要請。また、プロジェクト参加者にも新しい追加性立証方法を提案するよう奨励するとともに、現在の追加性立証ツールは強制ではないことを改めて確認する (Methodologies and additionality パラ 25 - 28)。
8. 非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスへの転換プロジェクトの排出削減量を算定する簡素化方法論を開発するよう EB に要請 (EB での決定でこのようなプロジェクトは小規模 CDM 方法論から除外されておりホスト国の一部から不満があった) (Methodologies and additionality パラ 29,30)。
9. EB に SSC 方法論のクライテリアを見直しし、必要であれば COP/MOP2 に提案するよう要請 (省エネ小規模 CDM クライテリアを見直すべきとの日本案が反映された) (Methodologies and additionality パラ 31)。
10. EB の事務費用をまかなうため、Share of Proceed の策定。暦年で 1.5 万トン分までの CER に対しては US \$ 0.1/CER。それを超えるものは US\$0.2/CER。COP/MOP2 でこれについて見直しする (Resources for work on the clean development mechanism パラ 37-39)。

決定書が合意されると、カナダより、日本を含む多くの AI 国を代表して、補足的資金の提供が発表された。合計 US \$ 800 万以上が約束された (うち、日本の拠出金は 100 万ドル)。その他、新 CDM 理事会メンバー・メンバー代理の選出も発表された。

新メンバー：Aastasia Moskelenko（ロシア、東欧）、Hans Juergen Stehr（デンマーク、Annex I）、Rawleston Moore（バルバドス、AOSIS）、Lu Xueu（中国、非 Annex I）
 新メンバー代理：Natalia Berchi（モルドバ、東欧）、Lex de Jonge（オランダ、Annex I）、Desna Solofa（サモア、AOSIS）、あとタンザニアとウガンダから一人ずつ。

(信岡洋子)

3. マラケシュ合意－COP/MOP 1 に提起された決定書の採択（COP/MOP議題 3）

11月30日、COPプレナリーと連続して同じプレナリールームにおいて、COP/MOPプレナリーが開催された。京都議定書の下での柔軟メカニズムの規則およびガイドラインについて記載されたマラケシュ合意が採択された。

- ・ 11時15分 COP/MOPプレナリー開始。
- ・ 11時21分 FCCC/KP/CMP/2005/3 採択。
- ・ 11時23分 FCCC/KP/CMP/2005/3 add.1 採択。
- ・ 11時25分 FCCC/KP/CMP/2005/3 add.2 採択。
- ・ 11時27分 FCCC/KP/CMP/2005/3 add.3 採択。
- ・ 11時29分 FCCC/KP/CMP/2005/3 add.4 採択。

Document symbol	Text	Contents	Attached to COP decision
FCCC/KP/CMP/2005/3		Overview	
	A	-/CMP.1. Arrangement for the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at its first session	17/CP.9
FCCC/KP/CMP/2005/3/ Add.1	B	-/CMP.1. Land use ,land-use change and forestry	11/CP.7 12/CP.7 22/CP.9
	C	-/CMP.1. Good practice guidance for land use ,land-use change and forestry activities under Article 3, paragraph 3 and 4 of the Kyoto Protocol	15/CP.10
	D	-/CMP.1. Matters relating to Article 3, paragraph 14 of the Kyoto Protocol	9/CP.7
FCCC/KP/CMP/2005/3/ Add.2	E	-/CMP.1. Guidance for national systems under Article 5, paragraph 1 of the Kyoto Protocol	20/CP.7
	F	-/CMP.1. Guidance for the Preparation of the information required under Article 7, of the Kyoto Protocol	22/CP.7 22/CP.8 13/CP.10
	G	-/CMP.1. Standard electronic format for reporting Kyoto Protocol units	17/CP.10
	H	-/CMP.1. Guidance for review under Article 8, of the Kyoto Protocol	23/CP.7 22/CP.8 13/CP.10
	I	-/CMP.1. Terms of service for land reviewers	23/CP.8
	J	-/CMP.1. Issues relating to the implementation of Article 8, of the Kyoto Protocol-1	21/CP.9
	K	-/CMP.1. Issues relating to the implementation of Article 8, of the Kyoto Protocol-2	18/CP.10
FCCC/KP/CMP/2005/3/ Add.3	L	-/CMP.1. Principles, nature and scope of the mechanisms pursuant to Article 6,12,17 of the Kyoto Protocol	15/CP.7

	M	-/CMP.1. Guidelines for the implementation of Article 6, of the Kyoto Protocol	16/CP.7
	N	-/CMP.1. Modalities, rules and guidelines for emissions trading under Article 17, of the Kyoto Protocol	18/CP.7
	O	-/CMP.1. Modalities for accounting of assigned amounts under Article 7, paragraph 4 of the Kyoto Protocol	19/CP.7
FCCC/KP/CMP/2005/3/Add.4	P	-/CMP.1. Modalities and procedures for a clean development mechanism in the first commitment period of the Kyoto Protocol	17/CP.7
	Q	-/CMP.1. Modalities and procedures for afforestation and reforestation project activities under the clean development mechanism in the first commitment period of the Kyoto Protocol	19/CP.9
	R	-/CMP.1. Simplified modalities and procedures for small-scale afforestation and reforestation project activities under the clean development mechanism in the first commitment period of the Kyoto Protocol and measures to facilitate their implementation	14/CP.10
	S	-/CMP.1. Guidance relating to the clean development mechanism	21/CP.8 19/CP.9 12/CP.10

ディオン議長は、「京都議定書は完全に機能するだろう。これは歴史的なステップだ」と述べた。また、UNFCCC 事務局長代行のリチャード・キンリー氏は、「マラケシュ合意の採択で、京都議定書の下での排出量取引と、その他二つのメカニズム（CDM・JI）が正式に立ち上がった。炭素は市場価値を得た。CDM におけるプロジェクトへの投資は、持続可能な発展をもたらし、排出量を削減させる」と述べた。

サウジアラビアが、遵守手続きに関して、その措置に法的拘束力を持たせるため議定書の改正が必要であると主張した。多くの国は、遵守手順は COP/MOP1 の決定書で採択されるもので、遅滞なく運用を開始されるべきであり、遵守メカニズムの速やかな運用開始が議定書や CDM の実施にとり重要であると指摘した。この問題は、最終日までコンタクトグループでの話し合いが続けられた。遵守については第 4 章に記載。

(松本仁志・矢尾板泰久)

4. 京都議定書規定の遵守

4-1 京都議定書規定の遵守に関する手続きとメカニズム（COP/MOP 議題 7）

11月30日、COP/MOPプレナリーにおいて、京都議定書の遵守メカニズムに関し、サウジアラビアは、同国が議定書改正案を提出したことを指摘し、独立性を持ち法的拘束力のある手法を求めた。EUは、遵守手順はCOP/MOP1の決定書で採択されるもので、遅滞なく運用を開始されるべきであり、改正案はその後で検討できると述べ、他国の支持を得た。日本は、改正に反対を表明した。Harald Dovland（ノルウェー）とMamadou Honadia（ブルキナファソ）が、共同議長を務めるコンタクトグループが開かれることになった。

12月5日、各国政府代表は交渉を続け、同日夕方、共同議長は、先進国及び途上国の両方から得られたインプットに基づき、新しい提案書を提出した、これには、COP/MOP1での遵守メカニズム採択と改正プロセスの検討に関する二つの重要なパラグラフが含まれた。サウジアラビアの提案どおり、議定書を改正する必要があるかどうかについては、意見の食い違いが残った。

12月6日、非公開での協議が開催された。しかし、合意が得られなかったとHarald Dovland（ノルウェー）共同議長が報告し、COP/MOP1の遵守メカニズム採択問題や京都議定書改正に絡んで法的拘束力をもったプロセスをいかに継続させるかという問題について、意見の相違が残ったままであると説明した。また、未決の問題については、今後の非公式協議もしくはディオン議長による解決を待つことになる述べた。

12月7日、共同議長のMamadou Honadia（ブルキナファソ）は、非公式協議後、決定書草案を提出、この草案は、締約国が決定書24/CP.7に含まれるとおり、遵守メカニズムを「承認し、採択した」と記述する。このテキストには、議定書改正の検討は、COP/MOP 3での決定を念頭に、SBI24から開始するとの文言が加えられた。

12月9日、最終日に開催されたCOP/MOP プレナリーにおいて、コンタクトグループによるドラフトが原文通り採択された。この議題に関して、ディオン議長は、「We have a Compliance Committee」という言葉で締めくくった。京都議定書の数値目標に関する不遵守の措置に関する手続きや遵守委員会に関する事項等が法的拘束力を持たない形で、COP/MOP で決定された。

- * 不遵守の措置 ⇒ 排出超過分の1.3 倍の次期約束期間の割当量からの差引、次期約束期間における遵守確保のための行動計画の策定、排出量取引による移転の禁止。

決定書概要

http://unfccc.int/files/meetings/cop_11/application/pdf/cmpl_23_7_procedures_and_mechanisms_compliance.pdf

- ・ 決定書 24/CP.7の記載
- ・ COP/MOP3（2007年12月）において決定を行うとの観点で、18条に規定する遵守に
関係する手続き及び制度についての、京都議定書の改正問題の検討を開始する。
- ・ SBIは、検討を、SB24（2006年5月）から開始し、その結果をCOP/MOP3で報告する。
- ・ 遵守委員会の第1回会合は、2006年初めに、ドイツのボンで開催される。

（矢尾板 泰久）

4-2 遵守委員会

決定書概要

http://unfccc.int/files/meetings/cop_11/application/pdf/cmpl_23_7_procedures_and_mechanisms_compliance.pdf

- ・ 遵守委員会は、総会、議長団及び促進部(facilitative branch)と執行部(enforcement branch)と呼ばれる2つの部門により機能する。
- ・ 遵守委員会は、COP/MOPが選出する20名のメンバーで構成され、そのうち10名は促

進部の任務遂行のために選出され、10名は執行部の任務遂行のために選出される。

- ・ 各部は、議長と副議長をその構成メンバーの中から2年任期で選出し、このうちの1名は、附属書I国に含まれる締約国から、もう1名は、附属書I国に含まれない締約国からとする。
- ・ 遵守委員会による決定の採択には、少なくともメンバーの4分の3が出席するという定足数の充足が要求される。
- ・ 遵守委員会は、いかなる決定でも総意をもって合意に達するようあらゆる努力を払うこととする。意見の一致に達する全ての努力が付き場合は、最後の手段として、メンバーの少なくとも4分の3の出席と投票による過半数で、決定を採択することとする。執行部による決定の採択では、これに加えて、附属書I国からのメンバーで出席かつ投票したものの過半数、及び非附属書I国からのメンバーで出席かつ投票したものの過半数を、必要とする。「出席しかつ投票するメンバー」とは、出席したメンバーで、賛成または反対の投票を行ったものを意味する。
- ・ 遵守本委員会は、SBと連結してそのような会合を開催することが望ましいことに鑑み、特に別な決定を行わない限り、少なくとも毎年2回会合することとする。

促進部

- ・ 促進部は下記のもので構成される。
 - (a) 締約国会議の議長団が現在行っている手法に反映されるとおり、各利害グループに配慮して、国際連合の5つの地域グループからそれぞれ1名、および小島嶼途上国から1名、
 - (b) 附属書I国から2名
 - (c) 非附属書I国から2名
- ・ 議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、5名のメンバーを2年任期で、5名のメンバーを4年任期で選出することとする。以後の各期において、議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、5名の新規メンバーを4年任期で選出することとする。各メンバーは、3期以上連続して務めることはしない。
- ・ 促進部は、締約国による議定書の実施を容易にし、助言を与える責任を負うものとし、また条約の3条1項に含まれる、共通だが差異ある責任の原則と各締約国の能力を考慮して、議定書規定の約束を有する締約国の遵守を促進する責任を負うこととする。また、同部は、その直面する疑義（question）に関係する状況も考慮することとする。
- ・ 促進部は、遵守を促進し、不遵守の可能性に対し早期に警告を発することを目的とする。

執行部

執行部は下記のもので構成される。

- (a) 締約国会議の議長団が現在行っている実施手法に反映される通り、各利害グループに配慮し、国際連合の5つの地域グループからそれぞれ1名、および小島嶼途上国から1名、

- (b) 附属書 I 国から2名
- (c) 非附属書 I 国から2名
- ・ 議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、5名のメンバーを2年任期中で、5名のメンバーを4年任期中で選出することとする。以後の各期において、議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、5名の新規メンバーを4年任期中で選出することとする。各メンバーは、3期以上連続して務めることはしない。
- ・ 執行部は、附属書 I 国に含まれる締約国が下記の項目を遵守しているかどうかを判定する責任を有することとする。
 - (d) 議定書の3条1項に規定する排出の抑制または削減の数量約束、
 - (e) 議定書5条1項および2項、7条1項および4項に規定する方法論上の要求事項および報告作成の要求事項
 - (f) 議定書6条、12条、17条に規定する適格性の要件
- ・ 執行部は、下記を適用するかどうかを判断することとする。
 - (g) 議定書8条に規定する専門家審査チームと当該締約国との間で意見の相違が起きた場合における、議定書5条2項に規定するインベントリの調整
 - (h) 議定書8条に規定する専門家審査チームと当該締約国との間で、取引の有効性に関する意見の相違が生じた場合、または当該締約国が修正を行わなかった場合における、議定書7条4項規定の割当量算定に用いるデータベースの編集と算定の修正

遵守委員会委員

執行部 委員	任期	国	地域
Mr. Nuno LACASTA	2年	ポルトガル	WEOG (西欧とその他の地域)
Ms. Johanna G. S. DE WET	4年	南アフリカ	アフリカ
Mr. Su WEI	4年	中国	アジア
Mr. Amjad ADBULLA	2年	モルジブ	小島嶼国連合
Mr. Raul Estrada OYUELA	4年	アルゼンチン	ラテンアメリカ・ カリブ海諸国
Mr. Oleg SHAMANOV	2年	ロシア	東欧
Mr. Sebastian OBERTHUER	4年	ドイツ	附属書 I 国
Mr. Stefan MICHEL	2年	スイス	附属書 I 国
Mr. Bernard NAMANYA	4年	ウガンダ	非附属書 I 国
Mr. Ilhomjon RAJABOV	2年	タジキスタン	非附属書 I 国

執行部 委員代理	任期	国	地域
Mr. René J. LEFEBER	2年	オランダ	WEOG (西欧とその他の地域)
Mr. Amougou J. ARMATHÉ	4年	カメルーン	アフリカ
Mr. Mohammed ALAM	4年	ヨルダン	アジア
Ms. Mary J. MACE	2年	ミクロネシア	小島嶼国連合
Ms. Patricia ITURREGUI	4年	ペルー	ラテンアメリカ・ カリブ海諸国

Mr. Uladzimir TARASENKA	2年	ベラルーシ	東欧
Mr. Tuomas KUOKKANEN	4年	フィンランド	附属書 I 国
Ms. Kirsten JACOBSEN	2年	ノルウェー	附属書 I 国
Ms. Gladys RAMOTHWA	4年	ボツワナ	非附属書 I 国
Mr. Ainun NISHAT	2年	バングラディッシュ	非附属書 I 国

促進部 委員	任期	国	地域
Mr. Marc PALLEMAERTS	2年	ベルギー	WEOG (西欧とその他の地域)
Mr. Ismail A. EL GIZOULI	4年	スーダン	アフリカ
Mr. Khalid ABULIEF	4年	サウジアラビア	アジア
Mr. Ian FRY	2年	ツバル	小島嶼国連合
Ms. Maria Andrea ALBÁN DURAN	4年	コロンビア	ラテンアメリカ・ カリブ海諸国
Mr. Wojtek GALINSKI	2年	ポーランド	東欧
浜中 裕徳	4年	日本	附属書 I 国
Ms. Anne DIXELIUS	2年	スウェーデン	附属書 I 国
Mr. Mamadou HONADIA	言及なし	ブルキナファソ	非附属書 I 国
Mr. Javad AGHAZADEH	言及なし	イラン	非附属書 I 国

促進部 委員代理	任期	国	地域
Mr. Pierre DUCRET	2年	フランス	WEOG (西欧とその他の地域)
Mr. Ratemo W. MICHIEKA	4年	ケニア	アフリカ
Mr. Jai-Chul CHOI	4年	韓国	アジア
Mr. Héctor CONDE ALMEIDA	2年	キューバ	小島嶼国連合
Mr. Valeriy SEDYAKIN	2年	ロシア	東欧
Mr. Mark BERMAN	4年	カナダ	附属書 I 国
Mr. Nicola NOTARO	2年	欧州共同体	附属書 I 国
Ms. Inar IKHSANA ISAK	言及なし	インドネシア	非附属書 I 国
Ms. Paata JANELIDZE	言及なし	グルジア	非附属書 I 国

(矢尾板 泰久)

5. 将来について

5-1 UNFCCCに基づく将来の取組みについて

UNFCCC に基づく将来の取組みについては、COP 開催前から非公式に議論が進んでいた模様であったが、12月6日にディオソ議長長の提案文書が初めて公開された。同提案は、持続的な開発目標の推進、途上国における影響の低減、適応・技術・市場の問題に対する取組みも含め、気候変動問題に締約国が取り組むための協調的行動の議論を行う決意表明を求めるもの。これについてはぎりぎりまで非公式の交渉が続けられた。アメリカは将来の目標に関する交渉を開始しかねないものには全て反対するとの強固な姿勢をとっていたが、将来の交渉やコミットメントに何ら影響を与えることがないこと、及び新しいコミットメントを引き出すような交渉につながらないことを明記し、妥協した（当初公開された議長案にこのような記述はなかったFCCC/CP/2005/CRP.1 参照

<http://unfccc.int/resource/docs/2005/cop11/eng/crp01.pdf>)。

12月9日(金)のCOPプレナリーでは以下の決定書案が異議なしで採択され、Montreal Action Plan と命名された。

COP決定書概要 (FCCC/CP/2005/L.4/Rev.1)

http://unfccc.int/files/meetings/cop_11/application/pdf/cop11_00_dialogue_on_long-term_coop_action.pdf

・(パラ1) 条約に基づく将来の交渉、コミットメント、手順、枠組み又は権限に何ら影響を与えることなく(without prejudice to any future negotiations, commitments, process, framework or mandate under the Convention)、主として下記の分野について経験を共有し、気候変動に対処する長期的な協力体制に関する戦略的アプローチを分析するために対話を行うことを決定する。

- (a) 持続可能な方法で開発の目標を前進させること
- (b) 適応策の取り組み
- (c) 技術の可能性
- (d) 市場メカニズムを取り入れた対策の可能性

・(パラ2) この対話は、開かれた、拘束されない形で、条約の実施強化を進める意見や情報、考えを交換する形をとり、新しいコミットメントを引き出すような交渉は行わない。

(The dialogue...will not open any negotiations leading to new commitments)

- ・(パラ5)この対話によって、国情に沿った手法で持続可能な開発を促進し気候変動を緩和するような途上国の自主的な取り組みを支援・促進するようなアプローチを把握すべきであり、このような取り組みには途上国の気候変動管理・適応のための具体的な取り組みも含む。
- ・(パラ6)この対話では、途上国がクリーンで気候にやさしい技術および適応技術にアクセスしやすい環境を作り上げ、そのための具体的な行動やプログラムを策定することで、これら技術へのアクセスを強化する手段と方策を検討する。
- ・(パラ7(a))対話には全ての締約国が参加でき、可能であればプレセッションで、最大4回のワークショップを開催する。
- ・(パラ7(b)(c))この対話は、附属書I国と非附属書I国からそれぞれ1名、計2名の共同進行役によって進められ、結果をCOP12(2006年11月)、COP13(2007年12月)へ報告することとする。
- ・(パラ8)COPは締約国に、この対話で討論すべき問題に関する考えを2006年4月15日までに事務局へ提出することを要請する。

(矢尾板 泰久、信岡 洋子)

5-2 京都議定書3条9項 (COP/MOP 議題11)

11月30日、COP/MOPプレナリーにおいて、この議題が話し合われた。先進国の多くが様々なアプローチ、広範な参加を求めた。UK(EU)は次期枠組みに関しては様々なアイデアがあると述べ、日本は、次期はよりよい解決方法、よりよいコンセプトが必要

とし、技術（技術開発及び技術移転）がカギとなり途上国と先進国の強化が必要であると述べた。また、議定書 9 条(COP/MOP2 での議定書レビュー)の検討準備開始にも言及した。スイスは新たな枠組みは UNFCCC のもと、大排出国が幅広く参加することが重要である旨述べた。カナダも、3 条 9 項の議論のみでは温暖化解決に不十分であること、幅広い参加の必要性和議定書 9 条に言及した。ロシアはスイスに賛成し、近い将来途上国からの排出量の方が多くなるとの研究に言及し、附属書 I 国だけで問題は解決できないとし、幅広い参加はもつともであると述べた。一方、フィリピン(G-77/中)、インドネシア、サウジアラビア、ザンビア (Africa Group) など途上国は、3 条 9 項は附属書 I 国のみが対象である指摘した。G-77/中国は同日中に同議題に関する決定書草案を提出した。David Drake (カナダ) と Alf Wills (南アフリカ) が共同議長となり、コンタクトグループが設立された。

12 月 1 日、G-77/中国、EU、日本が提出した各決定案文書をもとに議論された。G-77/中国は自分たちの決定書案をベースとして議論することを主張するなど（この時点では G-77/中国の案のみが Misc 文書となっていた）、初めから各国（グループ）の主張は平行線をたどった。以下のように、G-77/中国はあくまで議定書附属書 B 改正による附属書 I 国のみでの将来の数値目標策定を提案、日本は UNFCCC 下での幅広い参加を主張し 3 条 9 項とともに 9 条のレビューを強調、EU は日本ほどではないが 9 条に言及しつつ、附属書 I 国のコミットメントの検討開始をするよう提案している。

○G-77/中国の文書：<http://unfccc.int/resource/docs/2005/cmp1/eng/crp01.pdf>

：先進国(Developed countries)の温室効果ガス排出量は増加し続けている。ベルリンマンデートをベースとして、アドホック・グループを設け、COP/MOP 4 (2008 年)での採択を目指し附属書 I 国による将来約束を検討する。

○EUの文書：<http://unfccc.int/resource/docs/2005/cmp1/eng/crp02.pdf>

：附属書 I 国の排出量は 2003 年に 5.9%、LULUCF を含めると 6.5%減少している(1990 年比)（注：経済移行国も附属書 I 国なのでこれらを含めると排出量は減少していると言える）。また、議定書 9 条に規定されている COP/MOP 2 での議定書レビューに言及、このレビューは UNFCCC 下での適切なレビューと調整して行われると規定されていることを recall。UNFCCC の究極目標達成、持続可能な発展の促進、温暖化の悪影響への脆弱性低減のためには全世界での対応 (global response) が緊急に必要であることを強調。第 3 条 9 項に基づいて附属書 I 国のコミットメントの検討を開始、締約国に SB24 (2006 年半ば)で検討を行うために文書提出を要請。

○日本の文書：<http://unfccc.int/resource/docs/2005/cmp1/eng/crp03.pdf>

：議定書締約国の附属書 I 国の世界排出量に占める割合は減少している一方、非附属書 I 国からの排出量は急増している。議定書 9 条では定期的な議定書レビューが規定されており、このレビューは UNFCCC 下での適切なレビューと調整して行われるとなっていることを recall。第 3 条 9 項の検討は UNFCCC の究極目標達成のためにより広範な参加を必要とする全体的アプローチの一環であるべきと認識。

：2013 年以降の附属書 I 国のコミットメントの検討プロセスの開始と UNFCCC レビ

ューも視野に入れた議定書 9 条の下でのレビューの準備をするよう決定する。

：COPに COP 12（2006 年 11 月）において、全ての締約国が参加できる実効性のあ
る将来枠組みづくりに向けた UNFCCC による検討の開始を要請する。

共同議長により 12 月 3 日のコンタクトグループ会合用の文書がまとめられ（上記の 3
案とも CRP 文書となった）、12 月 3 日のコンタクトグループ会合は、非公開での話し合い
が行われた。12 月 5、6 日も非公開で協議が開催された。12 月 7 日も非公式協議が続けら
れたが、各国政府代表は 3 条 9 項の扱いが決まるまでは 9 条（議定書の検討）の議論をし
ないことで合意し、その後、アドホックで期限制約をつけないワーキンググループで検討
を進めるべきか、それともワークショップで進めるべきかが議論の中心となった模様であ
る（ENB による）。翌 8 日も非公式協議に続きコンタクトグループが開かれ、括弧つきの
決定書案が提示された。また、将来枠組みについて、非公式協議なので傍聴できなかった
が、議定書 3 条 9 項、議定書 9 条、UNFCCC（Dion 議長提案文書）という 3 つのトラッ
クで行われていたようである（ENB Summary Report）。

12月9日、FCCC/KP/CMP/2005/L.8文書が公開された。この段階では「Option1」と
「Option 2」があり、Option1は3条9項に関する第2約束期間の附属書I国のコミットメン
トのみを扱い、Option 2には3条9項のほか、global responseが必要であることを前文に入
れる案があったほか（最初のEU案にあった文言）、議定書9条への言及も含まれていた。9
日午後のCOP/MOP閣僚級会合のプレナリーでは、議定書3条9項の議題以外が審議され、
全て異議なしで採択された。その後プレナリーは17時30分に中断され、非公式で3条9項に
関する議論が行われた。その後ようやく合意が得られ、午前2時47分にプレナリーが再会
され、改訂版の決定書案FCCC/KP/CMP/2005/L.8/Rev.1が提示された（内容は上記L.8文
書のOption 1で、3条9項のみに言及）。しかしここでロシアが非附属書I国による自主的な
約束（Voluntary commitment）のメカニズムに言及するよう求め、事態は再び混乱した。
日本（小池大臣）、ジャマイカ（G77+中国）、UK（Beckett大臣、EU）、メキシコ、ブラ
ジル、スウェーデン、ツバルなど20カ国以上が発言し、ロシアの指摘はもっともではある
が、3条9項はあくまで附属書I国の次期約束に関するものなので途上国の自主約束はここ
で取り上げるべきではないと反論した。また、ロシアなしでは議定書は発効しなかったこ
とに言及しロシアに感謝の意を示す一方、これまで長時間議論してきたにもかかわらず、
明け方のプレナリーになってこのような意見を述べるロシアを批判する国も多かった。
Dion議長もロシアに譲歩を求めたがロシアは譲らず、コンタクトグループが4時10分から
開催された。午前6時近くに、プレナリーが再開し、「COP/MOPはCOP/MOP議長に途上
国の自主的な約束に関してのコンサルテーションを開催し、結果をCOP/MOP2で報告する
よう要請する」との文言を会合の報告書に入れるということで合意が得られた。更に、議
定書9条に基づく議定書レビュー（9条ではレビューをCOP/MOP2で開始する、と規定され
ている）について、「COP/MOPは締約国に2006年9月1日を締め切りとして意見を提出
するよう要請する」という文言を会合の報告書に入れることで合意した。また、COPのDion
議長提案のUNFCCCに基づくモントリオール・アクションプランについては、交渉の結果
非公式の場で合意が得られており、プレナリーでは異議なしで採択された。本会合は、12

月10日(土)6時17分に閉会となった。

COP/MOP決定書概要 (FCCC/KP/CMP/2005/L.8/Rev.1)

http://unfccc.int/files/meetings/cop_11/application/pdf/cmp1_00_consideration_of_commitments_under_3.9.pdf

- ・ 附属書I国に含まれる締約国の2013年以降のコミットメントの検討は、期限制約のない(open-ended)アドホックワーキンググループにおいて検討され、COP/MOPで進捗状況を報告する。
- ・ 検討を出来るだけ早く完了し、第一約束期間と第二約束期間とを途切れのないようにする。
- ・ アドホックワーキンググループは、2006年5月に開催されるSB24と合同して開催される。その後の会合は必要に応じて開催される。
- ・ 締約国は、議定書3条9項に関する見解を、2006年3月15日までに事務局へ提出する。その見解は第1回会合に先立ち同ワーキンググループが入手可能となるようまとめられる。

(矢尾板 泰久、信岡 洋子)

5-3 議定書9条に基づく議定書レビューの準備手続き

前項の通り、日本とEUが、それぞれの議定書3条9項の決定書案において、9条(議定書レビュー)への言及を主張しており、最終日まで議論がもつれたが、最後は決定書案では言及せず、「COP/MOPは締約国に2006年9月1日を締め切りとして意見を提出するよう要請する」との文言を会合の報告書に入れることで合意した。

3条9項の決定書に入れるのには途上国の頑なな反対により阻止されたとみられる。これはUNFCCCと連動した議定書の第一回目の見直しをCOP/MOP2で行うと定めた議定書第9条に基づく作業を開始することによって、将来枠組みの議論に附属書Bの改訂(=現附属書I国の次期約束期間の新数値目標の設定)だけではなく現非附属書I国を含めた幅広い参加を示唆するものであるからであると考えられる。

(矢尾板 泰久、信岡 洋子)

6. 6条監督委員会委員

6-1 6条監督委員会委員の選挙を含めた京都議定書6条(JI)の実施

(COP/MOP議題5)

【予定議題】

- COPはそのCOP7で、京都議定書6条、12条、17条に則ったメカニズムの原則、特徴、範囲に関する決定書15/CP.7に加えて、京都議定書6条の実施に対するガイドラインを含めた決定書16/CP.7、及びその附属書を採択した。決定書16/CP.7には、COP/MOP1で採択されるべき決定書-/CMP.1(6条)が含まれており、この決定書は、決定書16/CP.7及び、また当該決定書草案は、6条の実施、そして、6条プロジェクトから発生するERUの検証を監督する6条監督委員会の設立に関するガイドラインの採択を必要とする。
- COP/MOPは、6条監督委員会の運営第一年度での作業計画の要素を含めた、6条監督委員会へのガイダンスを提供する決定書草案を作成するため、コンタクトグ

ループを結成する。またCOP/MOPは、6条監督委員会の委員及び委員代理の指名と、委員及び委員代理の選出について協議するよう、議長に求める可能性がある。

○マラケシュ合意における6条監督委員会に関する抜粋（参考）

：6条監督委員会は、京都議定書締約国からの委員10名で、以下のように構成されるべき。

- (a) 経済移行諸国の附属書 I 国から3名
- (b) 上記(a)に記載されない附属書 I 国から3名
- (c) 非附属書 I 国から3名
- (d) 小島嶼国から1名

：委員の任期は2年、最大任期は2期。（委員代理の任期は含めない）

：設立時は、任期2年として5名の委員と5名の委員代理、任期3年として5名の委員と5名の委員代理を6条監督委員会とする。その後毎年、COP/MOPは任期2年の新委員5名と委員代理5名を選出する。

：議長と副議長を、1名は附属書 I 国から、もう1名は非附属書 I 国から選出する。議長と副議長のポジションは、附属書 I 国の委員と非附属書 I 国の委員とで毎年交替する。

：年に二回以上開催する。

：定足数となるには、附属書 I 国からの委員の過半数と非附属書 I 国からの委員の過半数となる、6条監督委員会委員の3分の2が出席していなくてはならない。

：6条監督委員会の決定は、可能な限り全員一致によって採択されるべき。困難な場合には、会合に出席し投票した委員の4分の3の多数決で決定。

【審議経緯】

■11月30日

COP/MOP はプレナリー会合でこの議題も取り上げられた。議定書 6 条（JI）の実施に関しては各国から様々な意見が述べられた。

EU は、JI 運用のための実際的措置について速やかに合意するよう促し、コストの適切かつ速やかな支払いを確保するとの EU の約束を強調した。

ロシア連邦は、JI 監督委員会の資金源は、附属書 I 締約国からの資金供与と JI プロジェクトの登録料にするべきだと述べた。同代表は、小規模 JI プロジェクトを定義づける必要があるとし、COP/MOP1 の決定を求めた。

中国は、G-77/中国の立場で発言し、「実際の、測定可能な」削減についての明確なガイドラインを強調した。

CDM から得られる知識の有用性を強調した締約国も数カ国あった。

Dion 議長はこの問題に対するコンタクトグループの設置を指示し、Daniela Stoytcheva（ブルガリア）を議長に指名した。Marcia Levaggi（アルゼンチン）が監督委員会のメンバーに関する協議を行うこととなった。

■12月1日

翌12月1日には、コンタクトグループが開催された。Stoytcheva 議長は、JI 監督委員
会に対する COP/MOP 1 のガイダンスが必要な議題項目として、

- ・ 資金調達や管理問題
- ・ CDM 方法論の活用
- ・ CDM プロジェクト設計書 (PDD) と指定運営機関(DOEs)の活用
- ・ 実施済みの JI プロジェクトのための手続き

をリストアップした。

EU は、JI を即時開始し、JI 向け DOE の信任をはじめ CDM から学ぶ教訓をできるだ
け活用すべきであると強く主張した。カナダも CDM の成功・失敗に学ぶべきと主張し、
ベースラインについてはマルチプロジェクトベースラインについても認められるべきと主
張した。ロシアもこれらの意見を支持し、小規模 JI の簡略化についても主張した。

一方、中国は G-77/中国の立場から、CDM と JI の違いに触れ、DOEs と CDM 方法論
をそのまま適用すべきではないと警告した。

Stoytcheva 議長は翌日までに決定書草案を作成すると述べた。

■12月3日

各国政府代表は、議長のCOP/MOP決定書草案を議論するため、非公式に会合した。締
約国は、JIの第2トラックにおいてCDMの経験をどう生かすか、特にCDMの指定運営組
織 (DOEs) が認定独立組織として行動することを認めるかどうか、さらにJIプロジェク
トでもCDMの方法論やCDMプロジェクト設計書が利用できるようにするかどうか、見
解が分かれた。

途上国は、JI と CDM ではホスト国に違いがあり手順も異なることから、DOEs と CDM
方法論を自動的に適用することはできないと主張した。しかし、一部の先進国はこれに反
対し、マラケシュ合意に則り「JI を早期に開始するよう」求めた。これら数カ国は、DOEs
が JI プロジェクトの決定に利用されるのはすでに現実になっていることを強調し、CDM
方法論のいくつかは別なところでも適用可能であると指摘した。

意見の一致にはいたらず、非公式協議は翌週に持ち越された。

■12月5日

非公式協議が引き続き続けられた。締約国は、Daniela Stoytcheva 議長 (ブルガリア)
の COP/MOP 決定書草案について、その一部の検討を行った。

途上国は、小規模 JI プロジェクトへの言及を削除するよう提案し、小規模 CDM ガイド
ラインは、途上国及び CDM プロセスに特有の懸念から採択されたものであると説明した。
ある附属書 I 締約国は、この削除に反対し、多くの JI プロジェクトが小規模であり、緩和
措置を促進するためには必要であることを強調した。

途上国は、脆弱な国に支援をする必要があることを強調し、JI の排出削減量単位 (ERUs)
の 2%を徴収し、適応基金に提供するよう提案した。ある先進国は、議定書において、JI
と CDM では目的が異なることを強調し、JI プロジェクトには CDM のように途上国での
持続可能な開発に貢献する必要がないと述べた。

本日は合意には達せられず、Stoytcheva 議長は、夕方遅く、関心のある締約国と、JI の
第二トラックプロジェクトに CDM の指定運営組織 (DOEs) や CDM 方法論、CDM プロ

ジェクト設計書を用いることに焦点を当てる協議を行った。

■12月6日

Stoycheva 議長が“議長の友人(Friends of the Chair)”による協議を昨夜、非公式協議を本日午前に開催したとコンタクトグループに説明した。その後の討議を受けて、暫定的に指定運営機関 (DOEs) が JI プロジェクトを決定することができるということで合意されたが、その決定は 6 条監督委員会 (Joint Implementation Supervisory Committee :JISC) が その DOE を独立認定組織と認定して初めて有効となるとした。コンタクトグループでの作業はこれで終了となり、最終日での COP/MOP 1 の採択に向けて決定書が送られた。

■12月9日

最終日に開催された COP/MOP 会合において、コンタクトグループによるドラフトが原文通り採択された。結局、JIに関する諸要件はCDMに準じるという方針が確立されたわけであるが、具体的側面については 6 条監督委員会 (JISC) の場で議論される。

【決定内容】

決定書リンク先

http://unfccc.int/files/meetings/cop_11/application/pdf/cmp1_25_5_implementation_of_art_6_kp.pdf

http://unfccc.int/files/meetings/cop_11/application/pdf/cmp1_15_guidelines_for_implementation_of_art6.pdf

決定書の主な内容については以下の通りである。

- ・ DOE は、JISC が認定要件を策定するまで暫定的に独立組織 (IE) として機能しうる。
- ・ ERU に対する課金を決定するためのプロセスを JISC が策定する。
- ・ 既存の CDM 方法論及び PDD は、小規模プロジェクトに関するものを含み (適宜) 利用可能である。
- ・ JISC の運営資金の調達に関する課金について検討する。

あわせて、6 条監督委員会委員の人選が行われノミネートされた全員の方々が選出された。日本からは日本エネルギー経済研究所 工藤拓毅氏が委員代理として選出された。

(松本 仁志)

6-2 6条監督委員会委員

委員	任期	国	地域
Mr. Olle Bjork	2年	スウェーデン	附属書 I 国
Mr. Georg Borsting	3年	ノルウェイ	附属書 I 国
Mr. Jaime Brabo	2年	不明	非附属書 I 国
Ms. Fatou Ndeye Gaye	3年	不明	非附属書 I 国
Mr. Maurits Blanson Henkemans	3年	オランダ	附属書 I 国
Mr. Derrick Oderson	2年	バルバドス	小島嶼国連合
Mr. Oleg Pluzhnikov	2年	ロシア	附属書 I 国 (経済移行諸国)
Ms. Daniela Stoycheva	3年	ブルガリア	附属書 I 国 (経済移行諸国)
Mr. Vlad Trusca	3年	ルーマニア	附属書 I 国 (経済移行諸国)

Mr. Ilhomjon RAJABOV	2年	不明	非附属書I国
----------------------	----	----	--------

委員代理	任期	国	地域
Mr. Franz-Schafhausen	2年	ドイツ	附属書I国
Mr. Darren Goetze	3年	カナダ	附属書I国
Mr. Marcos Castro Rodriguez	2年	不明	非附属書I国
Mr. Kasulu S. Makonga	2年	不明	非附属書I国
工藤 拓毅	3年	日本	附属書I国
Mr. Maosheng Duan	3年	不明	非附属書I国
Ms. Yumiko Crisostomo	3年	マーシャル諸島	小島嶼国連合
Mr. Evgeni Sokolov	3年	ロシア	附属書I国 (経済移行諸国)
Ms. Astrida Celmina	2年	ラトビア	附属書I国 (経済移行諸国)
Mr. Matej Gasperic	2年	スロバニア	附属書I国 (経済移行諸国)

(松本 仁志)

7. その他の機関との連携：「IPCC二酸化炭素回収・貯留に関する特別報告書」

(SBSTA 議題 10 (b))

「IPCC 二酸化炭素回収・貯留 (CCS) に関する特別報告書」は当初独立した SBSTA 議題となっていたが、アメリカの反対により、11(b)Cooperation with other conventions, scientific organizations and UN bodies に組み入れられ、当初の議題が削除されたことにより、一つずつ議題番号が繰り上がり、10(b)となった。

この CCS 特別報告書に関してコンタクトグループ及びインフォーマルコンサルテーションが 12月1日(木)、2日(金)、3日(土)と合計 6, 7 回行われ、3日(土)の午後、ドラフトコンクルージョンについて合意に至った。コンタクトグループの共同議長は William Agyemang-Bonsu (ガーナ)と Thomas Verheye (EU)が務めた。

12月6日の SBSTA plenary で FCCC/SBSTA/2005/L.26 が提出され異議なしで採択された。

<http://unfccc.int/resource/docs/2005/sbsta/eng/l26.pdf>

CCS 特別報告書に関するパラグラフは 3-7。増え続けるエネルギー需要を考えると少なくとも今後数十年は化石燃料に依存することは避けられないであろうことを鑑みると、CCS 技術の重要性を各国が認めたことの意義は大きいであろう。合意された内容の要点は以下のとおり。

- SBSTA は IPCC の CCS 特別報告書を歓迎 (welcome) する (L.26 文書パラ 3)。
 - 交渉過程で welcome (先進国) とするか note (G77) とするか議論になった。CCS 技術に関する不確実性 (リスク) があるため G77 は note に留めたいとしたが、技術の内容ではなくこの報告書自体の受け止め方である旨先進国が説得し、後に note with appreciation と G77 が代替案を出したが、結局は welcome で決着した。
- SBSTA は IPCC 特別報告書が CCS の科学、技術、環境、経済、社会の面において包括的な評価を提供していると留意し、SBSTA は CCS が緩和オプションの一つであり、

完全な CCS システムには様々な発展段階があることを認識する。及び、各国、民間企業に CCS 技術の研究開発、展開、普及の促進を働きかけるよう奨励する。(パラ 4, 5)

- 当初の議長案は「海洋貯留は研究段階にあるが地中貯留はより成熟した技術である」との文言があったがこのような特定技術への言及は交渉の過程で削除された。我が国は CCS 特別報告書によると CCS システムを構成する要素は「海洋貯留」「地中貯留」だけではないのでこの言及は不適當である旨発言した。
3. SBSTA は資金に余裕があれば SBSTA24 (2006 年 5 月) で、CCS 特別報告書のオーバービュー、これまでの経験、教訓(lessons learned)を通じて CCS の理解を深めるためにインセッションのワークショップを開催するよう事務局に要請する。ワークショップについて議長にレポートを用意するよう要請し、SBSTA25 で検討する。またワークショップでの発表は開催後直ちに UNFCCC のウェブサイトに掲載する (パラ 7)。
 4. SBSTA は SBI を通して、GEF に CCS 技術の支援、とくにキャパシティビルディングについて GEF の戦略・目的に合致するかどうか、もしするとしたらどのようにプログラムに組み込まれるか検討するよう要請する。COP12 (2006 年 11 月) に GEF にこの点について報告するよう要請する。(これに関するパラグラフは SBI 議題 5(d)「GEF への追加的指針」にフォワードされ、その文言を入れた決定書案は COP で異議なしで採択された FCCC/SBI/2005/L.29 パラ 3)

(信岡 洋子)

8. HFC 23 破壊の CDM プロジェクトのモントリオール議定書への含意について

(SBSTA 議題 6 (b))

この問題については、COP10 において、新規 HCFC22 製造施設での HFC23 回収・破壊プロジェクトがモントリオール議定書の目的達成にもたらしうる含意とその対処策について、SBSTA が COP/MOP に勧告の提出を求めることが決定していた(12/CP.10 パラ 14)。SBSTA22 ではさらに、各国とオブザーバー及び関連する国際機関に上記に関してインプットを提出するよう要請、事務局にこれら提出意見をまとめるよう要請していた(FCCC/SBSTA/2005/L.3)。11月29日のプレナリーで取り上げられた後、Georg Børsting (ノルウェイ) を議長とするコンタクトグループが設置された。インフォーマルコンサルテーションと合わせて6, 7回協議を重ね、12月5日に COP/MOP へのドラフト決定書を Annex としたドラフトコンクルージョンに合意し、6日の SBSTA plenary で異議なしで採択され、ドラフト決定書が COP/MOP に送られ、9日の COP/MOP plenary でも異議なしで採択された。HCFC22 の新生産設備での CDM プロジェクトとして一切認めない、ということにはならなかったが、認めるにあたっての条件について各国の意見がまとまらなかった。今回は「新生産設備」の定義を策定したのみで含意や対処策については次回へ先送りとなった。

議論と合意内容：

各国のこの問題に関するポジションは明確である：国内に多くの HCFC22 製造設備を持ち CDM のポテンシャルが大きい中国やインド、及びこのような CER の買い手となるだろう日本とカナダは新設備でのプロジェクトに積極的。一方、HCFC22 設備の少ない南米諸国は反対し、新設備でのプロジェクトは途上国の持続可能な発展や環境技術の移転に寄与しないので CER 発行は一切認めるべきではないとの意見。EU は当初プレナリーでは新設備からの CER は認められるべきでないとしていたが、後にフレキシブルであることを示唆していた。このように各国の利害・意見が交錯し、結局含意や対処策について合意にいたることができなかった。「新設備」の定義のみ策定した。

COP/MOP での採択内容は以下の通り（FCCC/SBSTA/2005/L.27Add1 <http://unfccc.int/resource/docs/2005/sbsta/eng/l27a01.pdf>）：

1. カナダ及び日本の主張であった「HCFC22 の feedstock use はモントリオール議定書の規制対象とならないことを認識し(aware)」という文言が前文に入った。
2. パラ 1 で、「新設備」の定義を以下のように策定：(a)2000-2004 年の間に少なくとも 3 年間の稼働実績がある設備については、「新設備」とは過去最大の年間生産量を超過した生産量を指す。スイングプラントにおける CFC の製造も含む。(b) 2000-2004 年の間に 3 年間の稼働実績がない設備においては、「新設備」とはその設備の HCFC22 生産の全てを指す（なお、AM0001 では、ベースライン策定において HCFC22 生産量は 2000-2004 年の間で操業した直近 3 年間のうちどの年かの最大年間生産レベルを超えてはならないとしており、これにスイングプラントの CFC 生産量も含まれている）。
3. 「COP/MOP は新 HCFC22 生産設備における HFC23 破壊プロジェクトから CER を発行することによって HCFC23 及び HFC23 の世界規模での生産増につながりうるが、CDM はこのような生産増をもたらすべきではないことを認識する」（パラ 2）。
4. 一方、パラ 3 では HFC23 破壊は GHG 排出削減のためには重要な対策であると認識。
5. 「COP/MOP は附属書 I 国に対して、途上国での HFC23 の破壊のための資金を CDM の枠外での提供を強化するよう奨励する」（パラ 4）。
6. パラ 5 で、新設備の含意及び対処法については SBSTA で更に議論を進め、COP/MOP2 で CDM 理事会への指針を採択することを目指すとした。これらは今回の交渉で合意にいたることができなかった。

(信岡 洋子)

9. COP11 COP/MOP1 閣僚級会合

12月7日(水)ハイレベルセグメントが開会した。ハイレベルセグメントは7、8、9日と行われ、9日の午前までは各国閣僚級、国連関係機関、NGOからの演説があった。以下、主要国の閣僚級の演説を紹介する。なお、9日の午後からはCOP11、COP/MOP1議題が話し合われたが、コンタクトグループや非公式協議で交渉は詰められていたり、議題によってはSBSTA、SBIで既に採択された内容の採択が必要なだけだったりしたので、議定書3.9条の議題以外は全て異議なしで採択された（3.9条に関する議論は24ページ5-2参

照)。その後 3 条 9 項の非公式会合のためプレナリーが夜中まで中断され、会合が終わり COP11・COP/MOP1 が閉会したのは 10 日(土)早朝であった。

(ハイレベルセグメント主要演説)

7 日、議長のカナダ環境大臣 **Stéphane Dion** がハイレベルセグメント開会の挨拶をし、今次会合の目的のキーワードである 3 つの「I」(implementation、improvement、innovation)の進捗を述べた。また、3 つ目の「I」(innovating for the future)については、今次会合で議定書 3 条 9 項への強いコミットメントを明示しなければならないとしつつも、3 条 9 項の下での行動は解決策の一部に過ぎないとし、全ての条約締約国を含む、オープンで革新的なプロセスが必要とした。

カナダ **Paul Martin** 首相は、途上国が最も温暖化の悪影響を受け、先進国は責任を果たさなければならないとした。温暖化は地球規模で直面する問題である故、地球規模の取り組みが必要であるとし、長期的で全ての国を含み効果的な国際枠組みが求められると述べた。また、中には取り組みに反対する国も見られるが、無頓着 (complacency) であるべき時間はとうに過ぎ直ちに行動をおこす必要性を強調した。アメリカを間接的に非難した彼の演説は何度も会場からの拍手で中断され、最後はスタンディングオベーションで盛り上がった。

○各国閣僚からのステイトメント

12 月 7、8 日の終日プレナリーでは約 120 カ国の閣僚または代表団トップからの演説があった。日本からは小池百合子環境大臣が演説した。主要国の演説内容は以下のとおり。

ジャマイカ (G77+中国) 環境大臣 Dean Peart : 既に巨大ハリケーンの襲来など、温暖化の影響と思われる現象による被害が拡大していることから、適応策の重要性を強調、ブエノスアイレス行動計画実施を呼びかけた。SIDS、アフリカ、アジアの低地に注意が払われるべきだと述べた。その他途上国の開発目標がより達成可能となるように技術移転を促進することや UNFCCC の 6 条 (教育、訓練、意識向上) の実施の重要性も強調した。将来枠組みは議定書 3 条 9 項に基づく付属書 I 国のコミットメントを基盤とするべき、とした。

UK (EU) Margaret Beckett 環境大臣 : 遵守体制を COP/MOP 決定書の採択という形ですぐに実施すべき。EU 理事会で 2020 年までに 15-30% の排出量削減を目指すべきとしたことにも言及。3 条 9 項に基づく次期約束の議論によって市場にシグナルを送ることができる、としながらも、この枠組みだけでは UNFCCC の究極目標は達成できない。UNFCCC に基づいて、全ての国を含むオープンで革新的な対話をしようという Dion 議長の案に賛成。

オーストラリア Ian Campbell 環境大臣 : オーストラリアは積極的に 5 ヶ年計画策定に関わっている。オーストラリアは適応策の重要性を強調してきており、先進国と途上国の適応に関する協力を強化してきた。緩和策について様々な意見が存在する中、長期の国際協力

(財)地球産業文化研究所

に関する議論の開始を提案するDion議長案を支持する。京都議定書のような各国の短期の目標値を策定しては、多くの国は参加しないだろう。世界の排出量トップ 25 カ国が世界の排出量の 80%を占めることから、これらの国全てが行動をおこすことが必要。あらゆる面で全く新しいアプローチが必要。アジア太平洋パートナーシップはUNFCCCを補完するものとして重要で、経済成長、エネルギーセキュリティと合致している。2006年1月にシドニーで第一回会合を開く。その他太平洋島嶼国フォーラムへの参加。

欧州委員会 Stavros C.Dimas環境委員：EUは多国間協力の枠組みであるUNFCCCと京都議定書の実施にコミットしており、UNの枠組みでの議論が重要。先進国が将来も率先していくべきであるが、共通だが差異のある責任及び各国の能力に応じて、途上国も持続可能な発展を目的とするような対策をとるべき。

US Paula Dobriansky国務次官：USはUNFCCCにコミットしている。2012年までにエネルギー効率を18%改善させるとの目標を独自に立てていること、クリーンエネルギー技術への投資促進、アジア太平洋パートナーシップを初めとする様々なフォーラムでの国際協力、G8サミットでの成果を強調。経済成長、貧困撲滅、エネルギーセキュリティといったほかの問題と統合されて取り組まれるべき。

中国 Jinxiang Wang国家開発改革委員会副会長：①「共通だが差異のある責任」が温暖化に対するすべての国際的取り組みの基盤となるべき。②取り組みは持続可能な発展のもと行われるべき。③科学技術の役割の重要性。技術移転・技術開発促進の必要性。④適応と緩和のバランス。UNFCCCのプロセスを進めていくにはこの2つ両方必要。将来の交渉では適応に今よりも注意が向けられるべき。⑤UNFCCCと京都議定書の実施により、具体的な結果をもたらすべき。先進国は技術移転のための資金提供を強化すべき。

インド A.Raja環境森林大臣：温暖化の影響と思われる異常気象や海面上昇といった現象に脆弱な国。インドの人口は世界の17%を占めるが、CO2排出量は世界の排出量の3%にも満たず、一人当たり排出量は極めて低い。インドのような途上国では、経済、社会の発展、貧困撲滅が一番の優先事項である。技術移転、技術開発の先進国・途上国間の協力が必要。ポスト2012の先進国のコミットメントを明確に示し市場にシグナルを送るべき。

日本 小池百合子環境大臣：遵守体制をCOP/MOP決定書の採択という形ですぐに実施すべき。京都議定書を出発点として、長期のGHG排出削減に向けて取り組まなくてはならない。そのためには、UNFCCCおよびその究極目標へのコミットの再確認、持続可能な発展の一部として温暖化問題に取り組むこと、温暖化関連投資と技術移転、技術展開促進の重要性、将来枠組みへの幅広い参加が必要。議定書3条9項とともに全ての国が行動をおこすために参加する枠組みを検討していくことが必須。Dion議長のイニシアティブに賛同。

(信岡 洋子)

10. 今後の日程

- : 2006年1月11日-12日 オーストラリア・シドニー
クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ第1回会合
- : 2006年2月28日-3月2日 デンマーク・コペンハーゲン
カーボンマーケット・インサイト2006
<http://www.pointcarbon.com/category.php?categoryID=940>
- : 2006年4月19日-21日もしくは26日-28日 開催場所未定
IPCC第25回全体会合 <http://www.ipcc.ch/calendar2006.htm>
- : 2006年5月10日-12日 ドイツ・ケルン
カーボン・エキスポ <http://www.carbonexpo.com/>
- : 2006年5月15日-26日 ドイツ・ボン
SB24
- : 2006年11月6日-17日 ケニアが立候補（地域グループ間での輪番ではアフリカ地域）
COP12 及び COP/MOP2

(矢尾板 泰久)

1.1. 所感

COP11 及び COP/MOP1 において様々な議題が議論されたが、特に中心となるテーマとしては、京都議定書の実施と現行の各種制度の改善に関する事、2013年以降の将来枠組みに関する事であった。前者については、マラケシュ合意が採択されたことが今回の成果となった。CDM についても省エネ促進に向けた日本政府主導の「Future CDM」など国際イニシアティブの推進や小規模 CDM 定義の見直し、炭素隔離・貯留の指針や手続きなど重要な方策についての合意されたこと、および CDM 理事会・事務局の強化策が決定したことで、今後の更なる促進が期待される。後者については、COP 決定された「長期的協力に関する対話」（モントリオール・アクションプラン）は、全ての締約国の参加による対話プロセスについて合意されたものであり、今会合が全ての国が参加する実効性ある枠組みの構築に向けての道筋をつけたと言える。一方、米国が最後まで「将来のいかなる交渉にもつながらない」ということを譲らなかった点が今後どのように影響していくか気になる。将来枠組みに関しては京都方式の国別排出量の絶対値目標設定の他にセクター別アプローチなど多くのアイデアがあり、これらから各国が合意する方法を築いていく必要がある。モントリオールは、長い道のりでのファーストステップに過ぎない。また、本報告書で取り上げなかったが、COP10 で策定された「適応に関するブエノスアイレス作業計画(1/CP.10)」のもとでの SBSTA5 年計画の詳細が今次会合で合意が得られたことも意義が大きかったといえる。前回の SBSTA に続き、今回も SBSTA では連日深夜までの協議が行われたが結論が出ず、COP に送られ更なる協議の末やっと合意に至った。これまでは緩和が議論の中心となっていたが、温暖化の影響は既に現れており緩和策に取り組んでも今後更なる温暖化の影響は避けられないことから、適応策の実施が UNFCCC という多国間の枠組みで開始されることは注目に値するであろう。

(松本仁志、矢尾板泰久、信岡洋子)

1.2 サイドイベント

1 2 - 1 サイドイベントの全体概要

COP11 及び COP/MOP11 では、各国政府代表団の交渉と併行して会場内の部屋、会場周辺のホテルなどにおいて、UNFCCC 事務局・各国政府・研究機関などが主催するサイドイベントが初日から最終日まで行われている。UNFCCC 事務局公認の約 160 件のサイドイベントが開催されており、非公認のサイドイベントも多数開催されている。なお、非公認のサイドイベントも公認のものと同様に、各国政府代表や有名な専門家などがスピーカーとして参加しており、大変有意義なものばかりであった。

将来枠組みをテーマとしたサイドイベントに多くの傍聴者が集まっていたようであった。

UNFCCC 事務局が掲げる今回のサイドイベントのメインテーマは以下の四点。

- 1) Looking further ahead
- 2) Preparing for climate change
- 3) Bringing down emissions
- 4) Harnessing the markets

サイドイベントのスケジュールは、以下の通り。

http://regserver.unfccc.int/seors/reports/events_list.html

1 2 - 2 サイドイベント個別傍聴一覧表

NO	ページ	主 催	テーマ
1	P 3 8	Nordic Council of Ministers	バルト海沿岸における JI プロジェクトについて
2	P 3 9	カナダ政府	低炭素社会への移行
3	P 4 0	アジア開発銀行	アジアと太平洋地域での CDM を可能にする方法
4	P 4 1	日本原子力産業会議	クリーンエネルギー技術協力—アジア太平洋パートナーシップを迎えて
5	P 4 3	Climate Change Central	地域の迅速な組織体制の経験
6	P 4 4	Center for Clean Air Policy	POST-2012 へのセクター別アプローチ
7	P 4 6	IETA	温室効果ガスマーケット 2 0 0 5
8	P 4 8	IPCC/SBSTA 共催	IPCC 二酸化炭素回収・貯留に関する特別報告書
9	P 4 9	米国政府	気候変動に対する米国の取り組みの概要
1 0	P 5 1	Hamburg Institute of International Economics	CDM 改革
1 1	P 5 1	IETA	AAU 取引と GIS (Green Investment Schemes)
1 2	P 5 2	United Nations Development Programme	エネルギー効率測定

13	P 53	電気事業連合会（日本） エジソン電気協会（米国） 欧州電気事業者連盟（EU）等	日米欧3極電力ワークショップ ー将来枠組みの計画ー
14	P 56	International Chamber of Commerce	気候変動に対する長期間にわたる政策
15	P 57	日本政府	Future CDM ワークショップ
16	P 58	International Institute for Sustainable Development	カナダと2013年以降の気候変動体制
17	P 61	IETA	エネルギー効率
18	P 63	Brazilian Business Council for Sustainable Development	ブラジルにおける CDM マーケット
19	P 63	INTERNATIONAL ENERGY AGENCY	CO2削減
20	P 64	World Business Council for Sustainable Development	GHG プロトコル（プロジェクトプロトコル）
21	P 65	PEW CENTER	2013年以降ーハイレベルフォーラム
22	P 66	日本政府	日本の取組み紹介
23	P 67	英国政府	気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な 開発の対話

12-3 サイドイベント個別傍聴報告

【その1】

テーマ：バルト海沿岸におけるJIプロジェクトについて

主催：NCMC（Nordic Council of Ministers）

日時：11月28日 13:00～15:00

概要：

<JIハンドブックの策定>

デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、アイスランド、ラトビア、リトアニア、ノルウェイ、ポーランド、ロシア、スウェーデンのバルト海沿岸諸国では、沿岸地域のエネルギー戦略策定を目的にBASRAC(Baltic Sea Region Energy Co-operation)を組織している。

豊富なエネルギー資源を持っており、JIのポテンシャルは非常に高いが、まだ各国関係者に理解不足の点がある。そこで、京都メカニズム利用のためのキャパシティビルディング、JIとしての経験をつむこと、エネルギーセクターにおける高質なプロジェクトの実施、等を目的にハンドブックを策定した。ハンドブックには、ベースライン、ベースライン方法論などJIに必要とされる一連の事項が解説されている。

<プロジェクト活動>

BASRACの関連機関NEFCO（Nordic Environment Finance Corporation）ではTGF(Testing Ground Facility)というカーボンファンドを2003年に設立した。AAUsとERUsの獲得を目的とした地域限定のもので、現在の資金規模は15ミリオンドル。エネ

(財)地球産業文化研究所
ルギーセクターにフォーカスして案件発掘を行っており、再生可能エネルギー（バイオマス、小規模水力発電、風力発電、地熱発電）、燃料転換、エネルギー効率、エネルギー保護が重点開発分野である。

NEFCOのSharma氏は、JIプロジェクトには、ファイナンスリスク、テクノロジーリスクなど様々なリスクがあるが、それらはいずれも対応可能であり、最大のリスクはデリバリーリスクであるとの認識を示した。

また、TGFの成功の鍵として以下の5つのCを挙げた。

Closing project negotiations（プロジェクト交渉）

Cultivating a project pipeline（プロジェクト情報源の開拓）

raising Capital（資産上昇）

cooperating with stakeholders（関係者との協力）

communicating with stakeholders（関係者との情報交換）

<JIについて>

CDMが“up and running”であるのに対して、JIは“under developing”であるとの認識を示し、今後のルール策定において現実的で実行可能なものとなることへの期待を示した。特にCDMとの違いとしてトラック1を挙げ、これをいかに使いやすいものにするかにJI成功の鍵があるとの考えを述べた。

(松本 仁志)

【その2】

テーマ：低炭素社会への移行

主催：カナダ政府

日時：11月28日 13:00～15:00

概要：

Glen Murray (NRTEE : National Round Table on the Environment and the Economy)

NRTEEとは、カナダのマーチン首相の要請で、気候変動の長期戦略を策定している環境と経済の国内ラウンドテーブル。今月、同首相に報告書を提出した。この中で、NRTEEは、気候変動がカナダに深刻な脅威をおよぼすこと、米国と主要途上国の参加が不可欠なこと、そしてCDMの強化が必要なことを、結論として挙げ、2013年以降の排出削減量の市場価値を明らかにすることなどいくつかの提案を行った。

カナダの場合、家庭暖房や自動車に関する個人消費が大きい。また、過去の傾向をベースにして、将来のGHG排出量に関する四つの主要な内容がある。

- 1) 石油とガスの生産の成長と排出量の関係。
- 2) KWH当たりのGHG排出量。
- 3) 貨物輸送でのトラック使用の成長、また運輸部門における個人からの排出量。
- 4) 商業発展とビルの増加

* 地球温暖化関連サイトの海外記事によれば、NRTEEは、カナダに対して国連プロセスに制限しないで、クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナー

ーシップや G8 などのような気候変動に関する他のフォーラムにも参加するようアドバイスした。NRTEE の今回の提言は、COP11 及び COP/MOP1 において、カナダ代表团へのガイダンスとして提供されている。

Daniel Gagnier (ALCAN 社副社長：カナダのアルミニウムメーカー)

エネルギーの世界的な供給は増加しており、エネルギー供給及び経済成長とともに温室効果ガスを削減するための持続可能な開発を確実にすることが重要である。長期的な解決策は、政府・産業界・消費者が一体となった努力が求められている。Alcan 社にとって、気候変動の経済、社会、環境面での広がりに向き合うことは、企業の世界的な競争に直接関係する。既存のエネルギー資源からのベストミックスを追及することは、炭素を発生させないエネルギープロジェクトを開発することと同様に非常に重要な点である。企業には、低炭素技術への投資やエネルギー効率向上への努力が重要である。

Alcan 社では、温室効果ガスの運営プログラムを取り入れている。モニタリングと当社のインベントリに取り組み、年間の温室効果ガス削減に関するコミットを続けている。最初の 4 年間 (2001 年 - 2004 年) の目標は、CO₂ 換算で温室効果ガス排出量 57 万 5 千トン削減することであった。そして、同期間において、目標を大きく上回る CO₂ 換算で温室効果ガス排出量 290 万トンの削減を達成した。なお、温室効果ガス排出量を削減し、CO₂ クレジット売却による儲けを考えている訳ではなく、ステークホルダーの支持を受け、会社の向上のために取り組んでいる。

(矢尾板 泰久)

【その 3】

テーマ：アジアと太平洋地域での CDM を可能にする方法

主 催：アジア開発銀行

日 時：11 月 28 日 18:00~20:00

概 要：

Toru Kubo (アジア開発銀行)

2013 年以降の市場における CDM プロジェクトからのクレジットは不足している。京都議定書を遵守するために CDM プロジェクトへの更なる投資を求める。附属書 B 諸国及び投資家は、もっとリスクを負うべきである。アジアにおける CDM プロジェクトについて、日本企業は投資リスクを負い始めているが、EU 企業の出足が鈍い。また一部の国の指定国家機関 (DNA) は承認に時間をかけすぎている。

Xuedu Lu (CDM 理事会メンバー、中国)

途上国にとっては緩和が優先課題である。CDM 促進のためにアジア開発銀行が大きな努力をしている。中国において、アジア開発銀行の役割は CDM プロジェクトにおけるキャパシティビルディングである。

Wei Zhihong (清華大学)

中国は、最大の CER 供給国として予測されている。中国の指定国家機関は承認を早めるべきだ。中国は国内での活動のスピードを上げなくてはならない。国家クリーンエネルギー行動計画のもとで 20 の都市がモデル都市として行動している。

(矢尾板 泰久)

【その 4】

テーマ：クリーンエネルギー技術協力ーアジア太平洋パートナーシップを迎えて

主催：日本原子力産業会議

日時：11 月 29 日 13:00～15:00

出席者：ハーラン・ワトソン 米国国務省地球環境問題特別代表
坂本 敏幸 経済産業省 環境政策課 地球環境対策室長
リー・リヤン 中国国家発展改革委員会 上級主査
トーマス・ウェーバー ジュピター・オキシジェン 副理事長
櫻井 徳弥 中部電力 環境・立地本部 地球環境グループ長
ビベック・クマルインドエネルギー資源研究所 研究員

概要：

このサイドイベントは、本年 7 月にクリーンで効率的な技術の開発・普及を通じた環境汚染、エネルギー安全保障、気候変動問題への対処を目的として米国、豪州、中国、インド、韓国、日本の 6 カ国で発足した「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ (Asia-Pacific Partnership for Clean Development and Climate)」に参加している国の関係者の中から、米国、中国、インド、日本の政府および産業界の代表がパネリストとして登壇し、これまでの具体的な取組みのなどの紹介をおこなった。

<ハーラン・ワトソン氏>

米国の温暖化問題への取り組みとアジア太平洋パートナーシップの概要を紹介

米国は 1970 年比で人口が 40%増加、エネルギー使用量が 47%増加、経済が 187%増加しているにもかかわらず大気汚染は 54%減少している。また、2000 年から 2003 年では GHG 排出量が 0.8%減少している。

米国は気候変動問題を軽視しているわけではなく、経済発展とのバランスが重要と主張しているものであり、そのために「アジア太平洋パートナーシップ (APP)」に参加している。APP では、省エネ、クリーン石炭技術、天然ガス、炭素隔離、メタン回収、原子力発電、およびバイオ、水力等の再生可能エネルギー等の分野における地域協力の推進が中心となる。特にプライベートセクターが鍵であり、Public/Private の協力を重視している。

<坂本 敏幸氏>

国際協力の一例として日本と中国との鉄鋼分野での協力を紹介

日本の鉄鋼分野における単位量あたりのエネルギー消費量は世界でも最小であり、日本を100とした場合、概ね韓国105、米国120、ロシア125、中国130～150である。日本は中国に対してCDQ (Coke Dry Quenching) という、生産プロセスにおける熱回収システムを技術供与しており、非常に効果を上げている。イニシャルコストは1件あたり2000～4000万ドルかかるが、3～5年で回収できている。

現在は日本が100%資金提供しているが、将来的には中国側にもいくらかの資金負担を求めることでより健全な形としたい。CDMにもなり得るプロジェクトであるし、将来のベンチマーク方式への最初のステップと考えている。

<リー・リヤン氏>

中国の現状を紹介

中国では3000万人が貧困にあえいでおり、都市部と地方の貧富の差が大きい。5ヶ月が夏で5ヶ月が冬という状況で冷暖房のエネルギー消費も大きい。今後もまだまだ経済発展が必要であり、アジア太平洋パートナーシップへの期待は大きい。

供給側では石炭資源が豊富なためクリーンコール技術、需要側ではセメント、鉄鋼生産過程での省エネルギー、ビルや運輸分野での効率化などがポテンシャルとして挙げられる。原子力利用も選択の一つである。

<ビベック・クマル氏>

インドの現状を紹介

インドは現在も経済発展中である。経済発展→エネルギー消費増→GHG排出量増、というスパイラルになっている。アジア太平洋パートナーシップへの期待は大きく、エネルギー効率、LNG、CHP、メタン貯留、原子力、地熱など多くの分野でコラボレーションができそうである。また、インドの特徴として送電ロスの大きさが挙げられる。

<トーマス・ウェーバー氏>

ジュピター・オキシジェンの取組みを紹介

燃焼時に酸素を供給することで温室効果ガスの排出を超低レベルに抑える技術を所有している。97年より商用供給を開始し、セメント製造やごみ処理場、石炭発電プラントで大きな効果を発揮している。石炭発電の場合、CO₂で95%以上、Soxで99%以上削減できている。

<櫻井 徳弥氏>

電力業界の取組みを紹介

業界の取組みとして、大気中の熱を取り入れることで入力エネルギーの3～6倍のエネルギーを取り出せるヒートポンプシステムとりあげ、実用事例として、ヒートポンプ空調機やCO₂冷媒を用いた給湯器を紹介した。

また、原子力発電は現在30カ国、440プラントで運転中であり、これによるCO₂排

出抑制効果は 2,280Mt-CO₂ である。これは世界全体排出量の約 10%にあたる。

(松本 仁志)

【その5】

テーマ：地域の迅速な組織体制の経験

主催：Climate Change Central (C3)

日時：11月29日 13:00～15:00

概要：

Elian McCoy、Simon Knight (C3)

カナダの人口は約3,200万人で温室効果ガス排出量は約731Mtである。アルバータ州の人口は約320万人(カナダ全体の約10%)で温室効果ガス排出量は221Mt(カナダ全体の約30%)である。

アルバータ州では、州内の温室効果ガス排出削減とこれに関する技術の輸出を目的として、気候変動セントラル(Climate Change Central)という組織を通じ、州内の企業と政府及び大学が協力して、地球温暖化への対処として技術発展を図っている。C3プログラムの範囲としては、エネルギー効率、省エネ、教育、援助、技術などがある。アルバータ州はEnergy Star(電気機器の省電力化プログラム・Energy Starの基準を満たすよう設計されたコンピュータやパーツにはEnergy Starのロゴマークを付けることが認められる)を推進しており、アルバータ州において1年当たり4,260tの温室効果ガスを削減した。また、国をあげてのキャンペーンである1トンチャレンジにも貢献している。教育においては、排出量取引の模擬体験や高校に太陽光発電を設置するなどの活動をしている。

Karl Michael (New York State Energy Research and Development Authority)

ニューヨークの最も難しい問題であるエネルギーと環境問題を解決するための技術革新はニューヨーク州の経済を促進させる。New York State Energy Research and Development Authorityでは、住宅・産業界におけるエネルギー効率に焦点をあてたプログラムがある。エネルギー政策の目標は、3E(エネルギー、環境、経済)の両立である。原子力発電、再生可能エネルギーからの発電、天然ガス発電、石炭発電のバランスが大事なことである。また、エネルギーの技術開発を行うベンチャー企業や研究機関にファンドの資金を投資している。また、その資金を顧客から徴収しており、kWh当たりで0.17セントの負担である。このプログラムの結果、2004年の一年間で顧客から2億ドルの税を徴収し、百万トンのCO₂排出削減、ピーク時の最大電力を860MW削減させた。また、4,200人もの持続的な雇用を可能にさせた。2009年から開始する予定の米国北東部9州が計画している温室効果ガス地域イニシアティブ(RGGI)においては、これまでのプログラムとキャップ&トレードがCO₂の取引価格を下げることになるだろう。例えば、2009年において、キャップ&トレードのみを導入した場合、トン当たり3ドルの予想に対して、他の政策を含めたパッケージでは、トン当たり1ドルとなるだろう。

* 北東部や西海岸で排出量取引が予定されているが、米国連邦政府はキャップ&トレードなど産業界に対する法的拘束力をもつかない義務にも反対している。

【その6】

テーマ：POST-2012におけるセクター別アプローチ

主催：Center for Clean Air Policy (CCAP)

日時：11月29日 18:00～20:00

発表者：Ned Helme (CCAP president)

パネリスト：Adrian Fernandez- Bremauntz (メキシコ National Institute of Ecology)、
Artur Runge-Metzger (欧州委員会)、Harald Dovland (ノルウェイ環境省)、Jennifer
Morgan (WWF)、Lu Xuedu(中国科学技術省)

司会：Jake Schmidt (CCAP)

*配布資料はhttp://regserver.unfccc.int/seors/file_storage/zcm9b325znt2pph.pdf

http://regserver.unfccc.int/seors/file_storage/h9jx173pq2ittr8.pdf

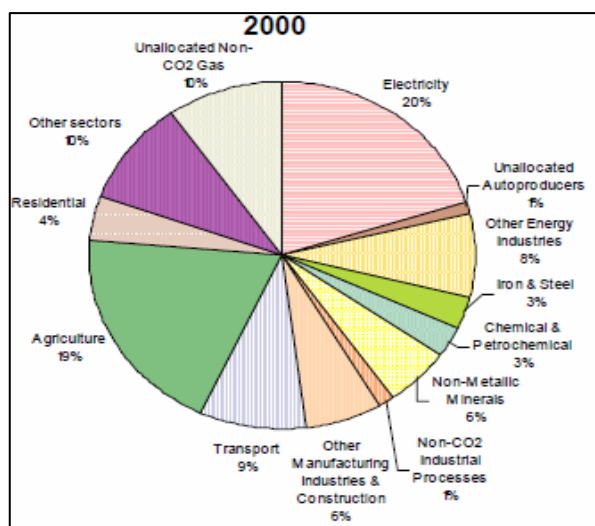
http://regserver.unfccc.int/seors/file_storage/98m8kyok9xjadiv.ppt で入手可能

概要：

1. CCAP が提案する将来枠組みにおけるセクター別アプローチについてのプレゼンテーション：Ned Helme
Ned Helme (CCAP)

CCAP とは、1985年に設立された国際・国内・地方レベルでの気候政策と大気汚染政策を専門とするシンクタンクであり、政策立案者を助け、環境と経済のバランスのために大気とエネルギー問題の革新的な解決を促進している。

2013年以降のオプションとしてCCAPが提案するセクター別アプローチは、主要なエネルギーや産業部門のセクター別の目標を成し遂げるための途上国の自主的なコミットメントを含む。ポイントは、交渉には先進国(附属書I国)と高排出の途上国10カ国を含めること。それぞれのセクターで高排出トップ10カ国を含めれば、途上国全体の当該セクターの80-90%の排出をカバーできる。したがって、UNFCCCのように180カ国も一堂に会する必要はない。鉄鋼・セメント・電力・アルミニウム・石油・製紙・パルプなどセクター別のボトムアップの方法で、途上国によるセクター別の原単位目標のプレッジ(誓約)と先進国による目標値(ベンチマークを交渉の開始点としてセクター別に原単位の目標を設定するとともに、それを下にした国別の絶対値排出目標も設ける)を組み合わせたもの。途上国はNo-loseの自主的なGHG原単位目標を策定・誓約し、目標値をクリアできなくても罰則や他からクレジットを買う必要はない一方、目標値を越えた部分はクレジットが発生し、他国に売れるというメカニズムを提案。あくまで「国ベース」の「セクター別アプローチ」となる。また、セクター別アプローチは費用効果的でもある。



(非附属書 I 国の分野別温室効果ガス排出量)

更に、技術開発とBATの普及を反映させたより厳しい”no-lose”目標を設定した枠組み参加の途上国に対して、先進国がこれらの目標を達成を支援するために「技術資金支援パッケージ(Technology financing and assistance package)」を設置する。G8が途上国の緩和・適応対策を支援するためのメカニズムを設立しようとしており、参考になるだろう。

また、運輸部門などのセクター別アプローチも可能であろう。例えば、自動車などの乗り物の温室効果ガス基準、代替燃料の基準、石油精製の規制などが挙げられる。途上国において、自動車などが増えている現状がある。

セクター別の“NO LOSE”アプローチは、2050年に450-550ppm安定化という目標は達成可能圏内となる。また、CDMの簡素化にも役立つ。セクター別アプローチに参加する10の途上国がプレッジしたレベルをベンチマークとし、これらの国々ではそれ以上排出を削減したらCDMとする。その他の100カ国ほどの途上国は従来のCDMの仕組みを留める。世界規模での原単位目標を設定すれば、国際的にも広範囲なGHG削減努力への参加が得られると考える。

2. パネリストからのコメント

2-1. Adrian Fernandez-Bremauntz 氏 (メキシコ National Institute of Ecology)

このアプローチは興味深いのが、拘束力のない自主的な No-lose 目標でパフォーマンスは本当に改善されるのか不確実を感じる。また、セクター別アプローチでは国によって利害関係・関心が違うことに対処できない。例えばメキシコは石油の輸出国であるが、自動車の輸入国（販売量の三分の一を輸入）であるので効率性の高い技術がほしい。そして自動車の輸入をできれば減らしたい。このように別々のセクターで原単位目標を定めるのは国益に合わないことも考えられる。もう一点、このアプローチの直面するチャレンジは、技術支援資金パッケージに適合するために必要なセクター別ベンチマークを何を基準に判断するかが難しいことではないか。途上国が、自国の利益となるにはどこまでベンチマークを設定できるか。

2-2. Artur Runge-Metzger 氏 (欧州委員会)

資金援助のパッケージについてだが、現在の非効率を改善することがまず必要で、例えば

EU内ではマイナスのコストで20%の省エネが可能との報告もある。また、原単位のベンチマークをどう設定するかが問題となるだろう。発表にあるようにシンプルにできるかはわからない。ベンチマークは高い数字へと設定されがち。アロケーションが難しいだろう。もう一つ問題となるのは、トップ10の途上国のみを参加させることである。少数の国で「こんなにもできる」と示すのは有効だが、Fairness、Equityの問題がある。例えばシンガポールは排出量は少なくトップ10途上国に入らないが、周りの大排出途上国は競争相手としてシンガポールが枠組みに入らなくてよいことをよしとしないだろう。

2-3. Harald Dovland 氏 (ノルウェイ環境省)

セクター別アプローチより全セクターを含めた目標設定のほうが費用効果的ということもありうるのではないか。世界の排出量の多くをカバーし幅広い参加という意味においていいアプローチだと思うが、Metzger氏指摘の通り、公平性があるので多国間のアプローチの方が好ましいと思う。

2-4. Jennifer Morgan 氏 (WWF)

このアプローチは国レベルでは進んでいる。どう国際レベルに持っていくかが課題。マルチステージアプローチを用いて、自主的を拘束力のある目標に、原単位を絶対値目標に、それぞれ徐々に移行させることができるのではないか。また、自主目標で2度上昇以内に抑えられるかどうか疑問がある。透明性、公平性を考えると多国間アプローチが好ましいのではないか。

なお、Helme氏からの回答として、トップ10の途上国は排出量で見ると大部分を占めるので、「交渉の開始点として」有効であると述べた。

他に、フロアからの質問で、Michael Grubb氏(カーボントラスト)から各セクターでの既存の企業と新規参入者のアロケーションの問題(一般的に先進国では独占するような企業があるが、途上国では比較的このような現象は少ない)やトップ10の途上国を参加させるのは実効性はあるが政治的に難しいとの指摘があったほか、他の傍聴者からトップ10だと他の途上国が資金支援から外されることを懸念する、CDMで他の途上国が取り残されより多くの成果をとり逃してしまうことにつながるのでは、ということも指摘された。最後の点については、Helme氏は、提案しているアプローチにおいてCDMは他の途上国でもできることを想定していると回答した。

(矢尾板 泰久、信岡 洋子)

【その7】

テーマ：温室効果ガスマーケット2005

主催：IETA (International Emissions Trading Association)

日時：11月30日 13:00~15:00

出席者：Robert Dormau	Carbon Market Advisor
Jorund Buen	Pointcarbon
Alex Gordon	NSW (オーストラリア)
Bob Page	Transalta (カナダ)

Rich Rosenzweig

Natsource

Susanne Haefeli

DNV

山口健一郎

三菱総合研究所

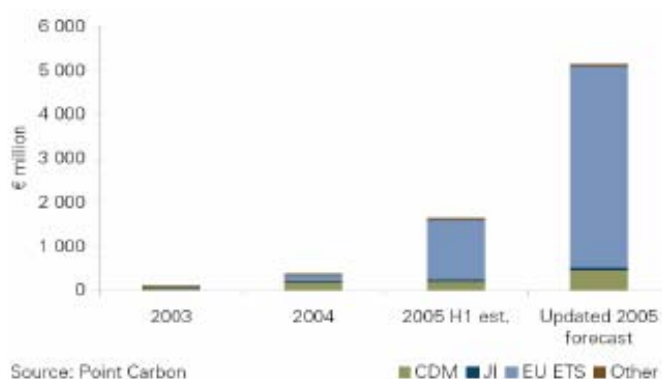
概要：

カーボンマーケットの今後の展望について、EU 市場や、世界で需要と供給バランス等の観点について、専門の立場からの見解が述べられた。

<EU 市場>

EU でのカーボンマーケットは EU-ETS を中心に急速に拡大している。2004 年時点で 9.7Mt-CO₂ と見ていた市場が、2005 年最初の 6 ヶ月で 90 Mt-CO₂ となり、最終的に年間 250 Mt-CO₂ に達すると考えている。

現在の市場価格 20€/t とすると、50 億€近い市場に成長することになる。



<需要と供給>

世界銀行では、BAU の場合には京都議定書目標に対して 5~5.5G t-CO₂ (2008-2012 年) が不足すると見積もっている。様々な削減努力を行ったとしても、結果としてマーケット需要は 2.5~4G t-CO₂ と見込んでいる。需要に大きな影響を与える要因として、EU-ETS の phase 2 の動向、日本政府の今後の政策、カナダの LEF プログラムが挙げられる。

供給側をみると、ナットソースの見立てでは、CER が 150~250M t-CO₂/年、ERU が 50~100M t-CO₂/年である。最大で見積もっても、年間 350 M t-CO₂ であり、5 年トータルで 1.75Gt-CO₂ にしかならない。これだけでは、完全に供給不足であり売り手市場となる。ただし、AAU が市場に出てくると状況は変わってくる。

<日本の状況>

日本政府は、京都議定書目標達成のために国内対策を行なったうえでの追加策として 1.6%分の京都メカニズムクレジット利用を表明している。これは、およそ 20Mt-CO₂/年にあたるが、最近の排出増の状況からすると最終的には最大 60 Mt-CO₂/年程度が必用と見込まれる。

官民ともこの問題への意識は高く、政府系銀行 2 社、電力 11 社、商社 6 社、メーカー 12 社、ガス会社など 33 社の参加で日本温室ガス削減基金 (JGRF) を設立し、1.4 億ドルの資金が集まっている。

(松本 仁志)

【その 8】

テーマ：IPCC 二酸化炭素回収・貯留に関する特別報告書

主 催：IPCC/SBSTA 共催

日 時：11月30日（水）13：00-15：00

概 要：

同サイドイベントでは、今年9月にIPCCのWGIII会合及び全体会合で承認・受諾された「二酸化炭素回収・貯留（CCS）に関する特別報告書」の内容と意義をWGIII共同議長と執筆者が発表した¹。プレゼンテーションでは触れていなかったが、報告書にはCCSのアカウントティングへの含意が議論されている。プレゼンテーションの後、質疑応答の時間が設けられ、この点につき質問した。

Q.

アカウントティング上、CCSは排出量の削減（Emission reduction）とみなされるのか、除去（Removal）としてみなされるのか。

同報告書では、現在上記2つのどちらで取り扱われるか明確ではないと書かれている²が、IPCCの新インベントリガイドライン（2006年発行予定、CCSを対象に含む）ではどのように扱われるのか。現在の議論の状況を知りたい。

A.

IPCC WGIII 共同議長 Bert Metz：この点に関しては未解決。今後取り組まれるべき問題である。

IPCC NGGIP 共同議長平石氏：CCSをどう扱うかについてはコンテキストによって異なる。個人的な見解で答えるが、法的な観点で言うと、UNFCCCでRemovalとはシンク（Removal by sink）のみのことを指している。CCSはシンクと同じあるとは考えられない。新インベントリガイドラインは2次レビューが3週間前に終わったところ。今の段階では内容について答えられない。

この議論の背景には、最近三菱証券がCCS方法論をCDM理事会に提出したが、Methパネルでの検討がCDM理事会の指針が出るまでペンディングにするとしたことにある。というのも、CCSは従来のCDMのModalities&Proceduresを適用できないとする見方があるからである。Modalities&Proceduresは現在Emission Reductionに適用するものと、吸収源に適用するものと2つ存在する。COP/MOP直前に行われたCDM理事会では、これに関する指針をCOP/MOPに求めることになった。

上記の質問の含意は、もしアカウントティング上Emission reductionとして扱われるのだとすれば、既存のModalities&Proceduresが適用できるのではないかと、ということである。

¹ プレゼンテーションの内容についてはhttp://regserver.unfccc.int/seors/reports/events_list.htmlからダウンロード可能。

² 例えばテクニカルサマリーのセクション9で、“In the absence of prevailing international agreements, it is not clear whether the various forms of CO2 capture and storage will be treated as

その他、報告後のディスカッションではリーケージに関する Clarification や、また同技術が他の緩和技術（再生可能エネルギー）の普及を妨げるものではないかといったところが多かった。後者については、発表者の一人が CCS は化石燃料の使用をコスト高にするため、むしろ再生可能エネルギーの普及を促すものであると述べた。

(信岡洋子)

【その9】

テーマ：気候変動に対する米国の取り組みの概要

主催：米国政府

日時：11月30日 13:00～15:00

概要：

米国国務省

米国の気候政策は、現在と将来における科学及び技術への活動に重点を置いている。米国政府の目標は、2002年から2012年までの10年間で温室効果ガス原単位を18%削減させることである。2012年までに60以上の米国連邦プログラムが予定されており、CO₂換算で500Mt削減することを計画している。2006年度においては、気候変動プログラムとエネルギーの税制優遇で約55億ドルの予算を要求している。気候変動だけでなく、海外の発展にも重点を置いており、経済成長の促進と貧困撲滅・エネルギーセキュリティーの向上・大気汚染の削減・温室効果ガスの緩和などが挙げられる。G8の活動やアジア太平洋パートナーシップなど国際的な協力も推進している。また、国際的な技術革新のパートナーシップとしては、以下のものがある。

1) メタン・パートナーシップ

⇒ 17の国と地域、2015年までにCO₂換算で50Mtのメタンガスを回収。

2) 地球観測グループ

⇒ 59の国と地域と40以上の組織、全球地球観測システムのデザインと実施。

3) 炭素隔離リーダーシップフォーラム

⇒ 21の国と地域、炭素隔離技術。

4) 水素社会国際パートナーシップ

⇒ 17の国と地域、水素の貯蔵、輸送技術や燃料電池といった需要技術の推進。

5) 第4世代原子炉

⇒ 11の国と地域、米国エネルギー省が2030年頃の実用化を目指して提唱した次世代原子炉。

6) 国際熱核融合実験炉

⇒ 6の国と地域、核融合の国際協力。

US Climate Change Science Program

Climate Change Science Program (CCSP) の任務は、地球環境を通しての知識の創造と応用である。CCSPの年間予算は20億ドルである。2006年から2008年までで、21の分析

reductions in emissions or removals from the atmosphere”とある。

と評価のレポートを作成する予定である。

詳細参照先 ⇒ <http://www.climate-science.gov/>

Stefan D.Eule (米国エネルギー省)

米国の気候変動へのアプローチは、経済成長を持続させ地球規模での参加を奨励し、市場の力と技術革新を用いる方法である。US Climate Change Technology Programは、年間で30億ドルの予算規模である。技術に関して、再生可能エネルギー、石炭のガス化、炭素隔離、エネルギー効率、水素燃料、効率的な発電所、原子力などに注目している。

FutureGen (石炭に対して純酸素を用いてガス化燃焼し、得られた水素で発電するとともに、CO₂を100%＜初期は90%＞分離回収して地中隔離する計画)は、オーストラリアが10年間導いてきたもので、世界で最初のゼロエミッション石炭発電所になるだろう。そして、研究開発を行っている。

米国環境保護局

米国環境保護局の樹種的なエネルギープログラムに「ENERGY STAR」、「Green Power Partnership」、「Combined Heat and Power Partnership」、「SmartWAY Transport Partnership」などがある。

【ENERGY STAR の内容】

- ・ OA機器の省エネルギー基準。この省エネルギー基準を満たした製品に「エネルギースターロゴ」の表示が認められる。
- ・ 米国の電力需要を4%削減した。
- ・ 2004年においては、2,000万トンの排出量を削減させ、エネルギー費用を100億ドル削減した。
- ・ 消費者は、40種類の製品・1,400の製造業者から15億以上の製品を購入した。

【Green Power Partnershipの内容】

- ・ グリーン電力（ソーラー、風力、水力、地熱、バイオマス、バイオガスなど、再生可能エネルギー源から生産した電力）の購入に関する政府と企業等の自主的プログラム。当該プログラムの参加企業は、電力需要の一部を、1年以内にグリーン電力に転換することを誓約し、米国環境保護局はかかる企業に対し技術支援及び認証を行う。
- ・ 600以上の企業が参加している。その結果、毎年、再生可能エネルギーからの電力を30億kWh購入している。

【Combined Heat and Power Partnershipの内容】

- ・ CHPを普及させるため技術的支援を行っている。
- ・ 2004年において、新しく1,200MW以上のCHP普及を支援した。

【SmartWAY Transport Partnershipの内容】

- ・ 燃費向上と温暖化ガス排出削減を達成する方法としての貨物部門との自主的合意であ

り、2004年2月から開始されている。

- ・ 2012年までに、このイニシアティブは、CO₂換算で3,300万トン～6,600万トンの排出量削減を目指している。
- ・ 一年間で、20万トンのNO_xの排出量削減を目指している。

(矢尾板 泰久)

【その10】

テーマ：CDM 改革

主催：HWWA (Hamburg Institute of International Economics)

日時：11月30日 18:00～20:00

概要：

CDMの改革案がコンサルや実施者の立場から述べられた。

<CDM改革案>

- 1、 登録期間の短縮
-8週間の申請期間の半減
- 2、理事会改革
-人的、資金的強化
- 3、 キャパシティビルディング (排出量増加国)
- 4、 移転コストの低減
- 5、 エネルギー効率と輸送分野の方法論への政府支援
- 6、 追加性の簡素化
-銀行金利より低いIRRには追加性認める
-同一セクターでの資金回収期間より長いものは追加性認める
- 7、 2012年以降のクレジット価値への各国でのコミット
-EU-ETS、カナダなど実施済み
- 8、 2012年以降CERの第1約束期間への適用

(松本 仁志)

【その11】

テーマ：AAU取引とGIS (Green Investment Schemes)

主催：IETA (International Emissions Trading Association)

日時：12月1日 13:00～15:00

概要：

AAUクレジットの買い手と売り手それぞれの立場から、AAU取引、GISについての考え方が述べられた。

<カナダ>

カナダ政府は、2国間政府交渉によりAAUを購入する方針を打ち出している。ただし、「ホットエア」を購入することは受け入れがたく、購入するAAUはgreening AAUに限

るというものである。

greening AAU とは、AAU 購入に支払った代金が相手国側で何らかの排出削減に結びつく担保がとれているものである（筆者注：GIS と同等の概念である）。

greening AAU についても以下の分類を行っている。

Hard greening AAU：プロジェクトベースで直接的に排出削減量の把握ができる

Soft greening AAU：相手国のキャパシティビルディングなど直接的には排出削減量を把握できないが、間接的に寄与することができるもの

Greening 購入のメリットとしては、以下のようなホスト国の持続可能なエネルギー使用への長期的な変革を援助することとしている。

- ・ エネルギーセクター変革、エネルギー効率などの政策変更
- ・ クリーン技術への投資
- ・ 交通システムなどこれまで難しかった分野への対応

フロアから、カナダ政府として greening AAU 購入予定量に関する質問が出たが、国内総排出量の行方や、CERs、ERUs 量との兼ね合いとのことで明確な回答はなされなかった。

<ロシア>

ロシアのプライベートカーボンファンドでは、JI プロジェクト発掘を行っており、既にパイプラインを中心に65プロジェクト、100Mt-CO₂以上のポテンシャルを持つ。

ロシアは AAU 供給量として、1,000Mt-CO₂ のポテンシャルを持っている。政府としては、現時点では以下のような様々なオプションを描いている。

- ① JI（おそらくトラック II）形式での AAU 取引
- ② GIS
- ③ 政府間による AAU 取引
- ④ 国内排出権取引（domestic ET）

しかし、実現は難しいものが多く、以下の理由から実際には、JI の形式を取った AAU 取引になる可能性が高いとの認識を示した。

- ・ AAU 直接取引には法整備が必要となる
- ・ 約束期間まで2年を残すのみ
- ・ 政府間での AAU 取引を公式の立場では推奨していない
- ・ 国内 ETS 市場設立には時間がかかる

（松本 仁志）

【その12】

テーマ：エネルギー効率測定

主催：UNDP（United Nations Development Programme）

日時：12月2日 13:00～15:00

概要：

各国における、エネルギー効率改善による GHG 削減ポテンシャルが示された。

<S&L (Standards and labeling) について>

54 カ国で S&L を採用している。EU では冷蔵庫の場合効率で 800%の開きがあるが、これにより、高効率側に全体的にヒストグラムがシフトしてきている。

EU 全体では、S&L 採用により 2020 年に電力デマンドで 12.5%、GHG 排出量で 209Mt/CO₂・年の削減ポテンシャルがある。

<インド>

冷蔵庫、エアコン、モーター、変電設備の 4 アイテムで電力使用量の 22%を占めている。これらを省エネの重点項目として対策を打っており、2020 年までに 2.5%の削減を目指しており、実現した場合 538 Mt/CO₂ の削減効果がある。これは NPV とすると 55 億 US ドルとなる。

<チュニジア>

電力使用量は年々増加している。83年に 430GWh だったものが、2003年に 2,500GWh、2010年に 4,000GWh、2020年に 7,200GWh と年 8.5%程度の増加率を見込んでいる。

内訳は、冷蔵庫 41%、照明 22%、TV18%、加熱 7%でありこれら 4 種で電力使用のほとんどを占める。特に冷蔵庫は先進国に比べて効率の低いものを使用しており、ポテンシャルは大きい。1500 万ドルの予算で省エネ対策を進めており、3.4 Mt/CO₂ の削減効果を見込んでいる。

(松本 仁志)

【その 13】

テーマ：日米欧 3 極電力ワークショップー将来枠組みの計画

主催：電気事業連合会（日本）、エジソン電気協会（米国）、欧州電気事業者連盟（EU）、カナダ電気協会（カナダ）、豪州電気協会（オーストラリア）

日時：12月2日 13:30～15:00

概要：

Eli Turk (Canadian Electricity Association)

Canadian Electricity Association (CEA) は 1891 年に設立された。CEA の電源構成は、地熱、原子力、水力、風力などの再生可能エネルギーから成っている。2004 年のカナダの発電電力量は、567.7TWh であったが、2020 年には、44%増加して 817TWh の予測である。カナダの発電電力量の約 60%を水力発電が占めている。カナダは、世界の温室効果ガス排出量の約 3%を排出している。カナダ国内における電力部門からの温室効果ガス排出量は、カナダ全体の 18%を占めている。現在、カナダの風力発電の発電容量は 590MW であり、カナダ全体の 1%以下でしかないが、2900MW の風力発電が建設中である。

原子力発電は温室効果ガス排出量を削減する主な役割を果たしている。世界の発電量の

約 17%は原子力から成っている。カナダにおいては、原子炉 22 基が存在している。

石炭は温室効果ガス排出量の多い発電であるが、経済的であり、炭素隔離のようなクリーン石炭技術の研究と開発を支援している。再生可能エネルギーは、問題解決の一部分であるが、更なる推進が重要である。

John Scowcroft (EURELECTRIC)

11,400 施設が EUETS の対象となっており、65 億 7 千万の排出枠が割当てられている。EUETS において、電力部門は主要な参加者となっている。EUETS は、CDM プロジェクトや JI プロジェクトにも拡大する形である。また、将来 EUETS は、ノルウェー・日本・カナダとの排出量取引市場をリンクさせる計画でいる。CO₂ コストは経済成長、天候、天然ガス価格、石油価格とリンクしている。

佐藤俊信 (東京電力株式会社 環境部長)

電力需要は今後十年間に大幅に増加することが予想され、輸送部門と共に最終消費者セクターでの増加は続く。CO₂ 排出量を抑制する技術として、ガスコンバインドサイクル発電、原子力、再生可能エネルギー、バイオ燃料、CO₂ 回収及び貯留が挙げられる。

ヒートポンプ技術は、温室効果ガス排出量削減が難しい場所であるビルでの排出量を削減することが出来て、高効率ビルを実現する。ヒートポンプ技術は、HVAC、冷却、急騰に不可欠な要素であり、その効率改善が建物のエネルギー効率に大きく貢献することが期待される。室内冷暖房及び給湯において、化石燃料を直接燃焼させる従来型システムから高性能ヒートポンプへの完全な移行がなされると、CO₂ 換算で約 9800 万トンの削減になり、国内の温室効果ガス排出量の 8%にも相当する量を削減する。CO₂ 冷媒のヒートポンプ給湯器は、世界初の商品として、2001 年に開発され日本市場に投入された。CO₂ を冷媒として利用する設計では、追加加熱なしで 90℃の高温沸上げが可能、オゾン層を破壊しない、HFC 等の冷媒に比べ温暖化係数が低いなどの利点がある。従来の燃焼型給湯器と比較すると、ヒートポンプ給湯器は、一次エネルギー消費を約 45%低減し、温室効果ガス排出量を 55%削減（日本における現状の系統電力の燃料構成に基づく）出来る。

世界 30 カ国で 440 基の原子力発電所が稼働中であり、32 基の原子炉が建設中である。世界の一次エネルギー消費量に占める割合は 6%である。また、総発電量に占める割合は 17%である。この数値を石油換算で示すと 8 億 5500 万トンになり、サウジアラビアとクウェートの石油産出量の合計に相当する。原子力発電は、エネルギーと気候の制約に対処する重要なオプションである。

中長期的には、まだ商業化されていない新しいエネルギー、第四世代原子力、炭素隔離、水素エネルギーなど革新的技術の開発が重要であり、国際協力が不可欠である。ボトムアップアプローチと全関係者の関与を実現する約束と検証に基づく枠組みの構築が重要である。

Eric Holdsworth (EEI)

今後、CO₂排出量が成長するうち、これから20年間に於いて、3分の2は途上国によるCO₂排出量の成長になるであろう。途上国の石炭発電所からのCO₂排出量が増えている。先進国の電力部門においては、クリーン石炭技術、炭素隔離、原子力、再生可能エネルギーなどの技術が存在している。また、運輸部門においては、ハイブリッド電気自動車などの技術もある。

米国においては、今年「2005年エネルギー政策法 (Energy Policy Act of 2005)」が成立した。XVIにおいては、気候変動が記載されており、XVIIでは、原子力、クリーン石炭技術、エネルギー効率などの革新的技術が記載されている。また、XVIIIにおいては、税金控除などの再生可能エネルギー優遇制度が記載されている。米国の電力業界においては、自主的なプログラムを推進しており、1980年から2004年にかけて、原単位が約10%向上した。目標としては、10年間で電力部門からの原単位を3~5%削減することを目指している。産業界による炭素隔離や石炭などのパートナーシップを立ち上げ、努力を行っている。

Bill Kyte (E.ON.UK)

産業界が気候変動に効果的に取り組めるようにするために、目標は明確にするべきであり、目標を達成するための時間枠についても、将来の電力需要を満たすために必要な経済的な投資回収期間(少なくとも30~40年)を考慮するものでなければならない。例えば、進捗状況を監視するために、5~10年ごとに中間評価を計画することが出来る。

国際的な長期の温室効果ガス削減目標およびその進捗率は、健全な科学的・経済的分析、技術開発に必要な時間を含み経済的に利用可能な緩和・適応技術、および関係者の徹底した協議に基づくものでなければならない。これらの検討においては、必要に応じて、国レベル、地域レベル、あるいはその他のレベルの取組みやアプローチも考慮すべきである。

市場の利用については、市場原理に基づくアプローチを活用することで、より効果的かつ効率的に環境目標を実現する可能性が高い。

原子力、水力、再生可能エネルギー、高効率なコージェネ、ガスコンバインドサイクル発電、クリーン石炭技術(炭素隔離を含む)などのゼロあるいは、低CO₂原単位の発電技術の利用拡大や、エネルギー効率の高い電気利用技術の開発や普及促進といった政策・施策が追求されるべきである。

CO₂排出削減の枠組みには、全ての業種を衡平に適用すべきである。ある特定の業種を排出量削減目標から除外してはならない。

最後に、我々は温室効果ガス削減への貢献とソリューションを発展させるための役割を認識しつつ、将来にわたって、信頼度が高く持続的で適正な価格による電力供給を大きく左右するような重要な課題について、社会や政府の理解浸透を図りつつ、自らリーダーシップを発揮する必要があることを確認した。

(矢尾板 泰久)

【その14】

テーマ：気候変動に対する長期間にわたる政策

主 催：ICC (International Chamber of Commerce)

日 時：12月2日 18:00~19:30

概 要：

京都議定書以降を踏まえた、長期的な政策について ICC の考えが示された。

<ICC (International Chamber of Commerce) について>

140 カ国、7500 もの中小企業から多国籍企業まで大小さまざまな企業が参加している。NGO としてこれまでも UNFCCC 会議には参加し、ビジネス界・工業界の専門家としてこれまでも様々な提言を行ってきた。

<現状認識>

経済成長と生活レベル向上のためには、世界的なエネルギー需要は今後も高まっていく一方で、環境と温室効果ガスへの長期的な取組みも必要とされている。発展と地球環境の両立には、エネルギー技術の革新が必要であることは言うまでもなく、官民でその取組みは始まっている。

IET では、今後 30 年間でエネルギー、電力、道路、鉄道、パイプライン、船舶への投資は 16 兆ドルに上ると試算している。これらの使い方は今後に大きな影響を与える。

<提言>

これまで気候変動への政策は、京都議定書に代表されるように短期間における排出量制限のものが多かった。しかし、これではエネルギー利用に関わる技術革新やインフラ投資など長期間にわたる改革や投資を呼び込むことができない。政府及び政策担当者は、長期間にわたるチャレンジでの合意と実行に力を注ぐべきである。また、それは義務的なものでなくあくまで自主的なものであることが望まれる。その点では、先の G8 での議論やアジア太平洋パートナーシップのような試みを歓迎する。

<質疑>

(フロア)

なぜ、自主的な目標設定が望まれるのか

(トヨタ 笹之内氏)

自主的な目標にした方が、企業はよりチャレンジングな目標をたてることができ、結果として大きな成果を上げることができる。(義務的なものが導入されると企業はその達成のみに力を注ぐことになる)

(松本 仁志)

【その15】

テーマ：Future CDM ワークショップ

主催：日本政府

日時：12月3日 10:00～15:30

概要：

CDMの可能性を探る目的で発足した「Future CDM」での様々な取組みが紹介された。

<プログラムタイプ CDM>

日本電気工業会の齋藤氏、クライメートエキスパートの松尾氏より中国での高効率照明への転換を CDM とする新方法論（プログラムタイプ）について説明があった。

スキーム：通常照明から高効率照明への転換による電力使用量減少分の排出削減量を CERクレジットとするもの。中国の1都市に限定して、追加性などを実証していく予定。2006年にCDM理事会へ方法論提出予定。

特徴：他都市（エリア）への適用が容易である

JIにも適用が可能

照明以外でも適用が可能（冷蔵庫、エアコン etc）

困難さ：1）追加性の証明

いずれにしても高効率照明を購入する人をどう除くか？

→古い電球と引き換えにすると同時に、購入者にヒアリングで確認

2）削減量の確定

電球の利用時間は設置状況によるのでは？

→電球としての寿命は使用状況によりそれほど変わらない。電球寿命から削減量は決定できる

<大規模生産施設における CDM>

新日鉄の岡崎氏と太平洋セメントの和泉氏から鉄鋼、セメント業界での取組みが紹介された。

■ 鉄鋼

- ・ 日本の鉄鋼分野における単位量あたりのエネルギー消費量は世界でも最小である。
（日本を100とした場合、概ね韓国105、米国120、ロシア125、中国130～150である。）
- ・ 鉄鋼業界では国際的な技術提携を進めている。日本は中国に対して、CDQ（Coke Dry Quenching）、TRT（Top Pressure Turbin）といった技術協力をを行っている。
- ・ NEDO からの資金援助により、CDM となりえる案件発掘をしており、8.34Mt-CO₂の削減ポテンシャルがある。

■ セメント

- ・ セメント業界で約50億t-CO₂の排出をしている（世界全体の5%）。

- ・ セメントプロトコルを作成し、業界で統一した基準を作っている。
- ・ ベンチマークを作成しており、このベンチマークを下回る部分のみを削減量として認めることとする。(BAUでベンチマーク量を上回っていた部分はカウントしない)
- ・ 生産ラインは50程度使用する。一気に省エネタイプの設備には切り替えがすすまない。

<交通分野における CDM>

チリ交通省の Guillermo Diaz 氏と日本交通協会小林氏から交通分野での CDM への取り組みが紹介された。

■ チリ

- ・ サンチアゴでは車、バスからメトロへの交通手段の転換促進を行っている。
- ・ 91年にはバス 66%、メトロ 16%だったものが、2001年には、バス 46%、メトロ 40%にまで近づいてきた。
- ・ 4 Mt-CO₂ の削減ポテンシャルがある。

■ 日本

- ・ バンコクでの調査をベースに交通分野での方法論を作成中である。
- ・ ベースライン設定が非常に難しい。基準データを取るために、7台の車(バス3、タクシー3、その他1)にGPSを取り付けて、15,000km 走行までのデータを収集した。
- ・ 2011年までに、タイでは10%がバイオディゼルに変換する見込み。これによる GHG 削減効果は 217Mt-CO₂ と見込んでおり、1 MW の風力発電 80 台分に相当する。

(松本 仁志)

【その16】

テーマ：カナダと 2013 年以降の気候変動体制

主催：International Institute for Sustainable Development (IISD)

日時：12月3日 13:00~15:00

概要：

Aaron Cosby (IISD)

大気中の CO₂ 濃度を 550ppm 以下に抑えるためには、我々は新たに持続可能な成長の方向付けをしなくてはならない。また、クリーン技術、炭素市場も重要であり、2013 年以降の将来の枠組みも重要である。

将来への適当なアプローチに必要な要素に、以下の四点が挙げられる。

- 1) 少ないコストで持続可能な開発を導くこと
 - ；温室効果ガスの大幅な削減が重要。
 - ；多くの国の参加が求められる。
- 2) 適応
 - ；地方・国家・国際レベルでの政策プロセスでの適応の統合が重要。

- 3) 既存の科学技術を普及させ革新技术も革新させること
 ; 短期的には既存の技術を普及させることが重要。
 ; 長期的には革新的技術こそが大幅な温室効果ガス排出量削減をもたらすことが出来る。
 ; 企業だけに頼ることは、長い時間を要し、リスクがある。国の支援が必要。
- 4) 市場を利用して UNFCCC の目的を達成すること
 ; 排出量取引のような市場ベースのメカニズムは、コストを下げる重要な要素である。
 ; 技術移転を行い、低コストのオプションである CDM は良い例である。
 ; 2013 年以降もクレジットの価値が保証されることが重要。

Alexey Kokorin (WWF Russia)

ロシアは、国内で気候政策を導入するかどうかにかかわらず、京都目標を達成するだろう。2012 年から 2020 年におけるロシアの温室効果ガス排出量は、1990 年比で -15% を維持することも出来るだろう。また、ロシアには、エネルギー効率や省エネの余地があり、年間で国内総生産当たりの温室効果ガス排出量を 4% 削減することが出来るだろう。

【ロシアのエネルギー動向と CO2 排出量】

	単位	1990	2006	2008	2010	2012	2015	2020	2025	2030
エネルギー	Mt.c.e	1257	1005	1053	1101	1150	1220	1335	1455	1550
1990 年比	%	100	79.9	83.7	87.6	91.4	97.1	106.2	115.8	123.3
CO2	Mt	2327	1693	1766	1842	1918	2015	2182	2346	2442
1990 年比	%	100	72.8	75.9	79.2	82.5	86.6	93.8	100.9	105.0

(Source; Institute of Energy Research of Russian Academy of Science, 2004)

(プレゼン資料より作成)

【ロシアの GDP 成長率と GHG 排出量】

	1990	1998	1999	2000	2001	2002	2003
GDP 当たりの CO2 排出量 (前年比)			- 4.95	-10.34	-5.09	-7.37	-6.07
GDP 当たりの CO2 排出量 (1990 年比)	100	126.4	120.2	107.7	102.3	94.7	89.0

(Source; Institute of Energy Research of Russian Academy of Science, 2004)

(プレゼン資料より作成)

ロシアの GDP の主な部門は、石油輸出、天然ガス輸出であり、石油価格により大きく変動する。この部門での温室効果ガス排出量は大きな要因ではない。温室効果ガスの主な部門は、エネルギー部門である。

2013 年以降について、ロシアがどのような影響を与えるかを考えてみると、EU の天然ガス発電所に、さらに多くの天然ガスを供給し、天然ガス輸出部門の歳入は増加するだろう。京都期間における石油輸出の減少は少ないだろう。ロシアからのエネルギー輸出のイ

(財)地球産業文化研究所
インセンティブは、温室効果ガス排出量削減のコミットよりも大きいだろう。京都議定書第一約束期間におけるロシアへの JI 投資は、総額で US\$10 億～50 億と予測している。ロシアの京都目標達成は容易である。そして、ホットエアーからの利益のポテンシャルが ERU の利益のポテンシャルよりもはるかに大きい。

John Drexhage (IISD)

IISD が発行した「Canada in a Post-2012 World」の説明。

詳細は、<http://www.iisd.org/publications/pub.aspx?id=739> 参照。

政策オプションは、将来の国際的な気候政策体制の基になるだろう。IISD は、政策オプションを主に 5 つのアプローチに分けている。

- 1) 京都議定書を拡大するアプローチ
- 2) 気候政策の平行のアプローチ
- 3) 国家や地域に特化したアプローチ
- 4) 統合された気候政策のアプローチ
- 5) 長期目標のアプローチ

また、2013 年以降の政策のオプションを考える時、以下の 9 つの主要要素がある。

- 1) 優しい目標
 - ；排出量の多い企業などからの多くの参加が見込める。
 - ；排出量取引が含まれることが多いだろう。
- 2) 高い目標
 - ；温室効果ガスの大気中濃度の絶対値を目標とする。
 - ；国ごとの排出量上限を決める。
 - ；排出量取引も一部分を占める。
- 3) 長期目標
 - ；英国の 2050 年までに CO2 排出量を 60%削減するという目標やドイツの 2020 年までに温室効果ガス排出量を 40%削減するという目標などが当てはまる。
- 4) 政策措置の調和
 - ；セクター別の排出量目標と炭素税の調和など。
- 5) 国家の政策措置
 - ；各国の将来の緩和政策。
- 6) 低炭素技術のインセンティブ
 - ；先進国の低炭素技術の普及。
- 7) CDM のインセンティブ
 - ；途上国から CER を購入するという先進国のインセンティブ。
- 8) 脆弱性と適応のインセンティブ
 - ；先進国による適応への資金提供。
- 9) 排出枠ベースのインセンティブ

; 国際的な排出量取引が出来る。

(矢尾板 泰久)

【その17】

テーマ：エネルギー効率

主催：IETA (International Emissions Trading Association)

日時：12月5日 11:00~13:00

出席者：Dian Grueneich California Public Utilities Commission

鈴木 健次郎 パシフィックコンサルタンツ

Ajay Mathur Senegy Global (インド)

Sheryl Arkison Climate Change Central (カナダ)

概要：

各国におけるエネルギー効率改善による温室効果ガス排出削減ポテンシャルが紹介された。

<米国カリフォルニア州>

電力デマンドピークは、46,000MW となっている。これを抑えることが課題であるが、エアコンなどデマンドピークを押し上げる機器の効率改善が最も効果的である。

温室効果ガス削減に関しては、州政府独自で以下の目標をたてている。

2010年	2000年レベルの排出量
2020年	1990年レベルの排出量
2050年	1990年レベルの80%の排出量

削減手段としては、再生可能エネルギー利用、効率化、CHP(コージェネレーション)、発電燃料のクリーン化などを考えている。

排出削減量見込みとしては、以下の通りである

	2010年 (Mt-CO2)	2020年 (Mt-CO2)
33%再生可能エネルギー利用	5	11
ソーラーエネルギー	0.4	3
2013年までの効率化目標	4	8.8
2020年までの効率化目標	-	2.6~5.1
CHP	0~1.1	0.7~4.5
電力燃料転換	0~1.6	2.7
合計	9.4~12.1	28.8~35.1

更なる、改善策としては

- ・ セクター別の効率測定
- ・ GHG ガスの Cap&Trade 制度
- ・ GHG ガスのパフォーマンススタンダード策定
- ・ 燃料ごとの使用上限設定

などを考えている。

<プログラムタイプ CDM 紹介>

パシフィックコンサルタンツの鈴木氏、クライメートエキスパートの松尾氏より中国での高効率照明への転換を CDM とする新方法論（プログラムタイプ）について説明があった。

スキーム：通常照明から高効率照明への転換による電力使用量減少分の排出削減量を CERクレジットとするもの。プロジェクトタイプとは本質的に異なる概念である。中国の 1 都市に限定して、追加性などを実証していく予定。2006 年に CDM 理事会へ方法論提出予定。

特徴：他都市（エリア）への適用が容易である
JI にも適用が可能
照明以外でも適用が可能（冷蔵庫、エアコン etc）

困難さ：1) 追加性の証明
いづれにしても高効率照明を購入する人をどう除くか？
→古い電球と引き換えにすると同時に、購入者にヒアリングで確認
2) 削減量の確定
電球の利用時間は設置状況によるのでは？
→電球としての寿命は使用状況によりそれほど変わらない。電球寿命から削減量は決定できる

<インド>

3 億人が電気なしの生活をしており、生活レベル向上のためこれからもエネルギー使用量の増加は避けられない。

GDP 1US ドルあたりの、GHG ガス排出量は、0.36kg-CO₂/USドルであり、先進国平均の 0.19kg-CO₂/USドル に比べて大きい。効率化による削減ポテンシャルは大きい。

CDM への期待は大きい、最近では HFC など巨大な削減ポテンシャルを持つものの登録が相次ぎ、エネルギー効率化のものが少ないのが気になる。ベースライン設定、モニタリング、追加性証明がそれぞれ難解で、金がかかるのが問題である。

<カナダ>

アブバータ州政府と民間共同で CCC（Climate Change Central）を立ち上げて、20 名のスタッフで温暖化問題に対応している。

温暖化への重点対応策としては以下のものが挙げられる。

- ・ 排出オフセット&トレーディング
- ・ 農業、森林
- ・ 新技術
- ・ ビルディング
- ・ 交通

最後 2 つは効率化の問題である。アルバータ州では、GHG ガスの 27%が交通システムから、24%がビルディングから排出されている。

(松本 仁志)

【その18】

テーマ：ブラジルにおける CDM マーケット

主催：CEBDS (Brazilian Business Council for Sustainable Development)

日時：12月5日 13:00～15:00

概要：

ブラジルの CDM 支援体制の説明があったあと、A/R とバイオフェューエルにおける具体的な CDM プロジェクトの紹介があった。外務省、環境省はじめ 5 つの省庁の幹部が講演し、国を挙げて CDM 誘致を実施するという意欲が伝わってくるサイドイベントであった。

<A/R (Afforestation and Reforestation) >

75%の CO₂ 排出が LULUCF 関連から発生しているのが現状である。A/R の基本認識として、以下の点をまず強調した。

石炭燃焼 →化石燃料 (GHG 排出)

木炭燃焼 (自然森林) →Non-Renewable (GHG 排出)

木炭燃焼 (計画森林) →**Renewable**

A/R のポテンシャル量としては、2008～2029 年の 28 年間で 45Mt-CO₂ の tCER 量を見込んでいる。PCF は、1.5Mt-CO₂ の tCER を確保している。CDM 理事会での方法論承認は 2006 年を目指している。

<バイオフェューエル>

ブラジルには 540 万 ha のサトウキビ畑があり、60～110 t/ha の収穫がある。これを原料としたバイオエタノールの価格は 20US セント/L である。最近の原油高によるエタノール価格上昇で、価格的には優位に立っている。

2%バイオブレンドのディーゼル車の普及を推進しており、アメリカ、カナダ、インド、EU へも大量に輸出している。また、電力会社に対して、リニューアブル燃料からの発電電力の一定量の義務的買取制度を発足させた。その中で、バイオエタノールが 1,100kW とされており、残りは風力発電が 1,100 kW、小規模水力が 1,100kW である。

2004 年度は、バイオエタノール車により、乗用車からの GHG 排出量が 14%削減された見込みである。交通部門への CDM 方法論について検討中であるが、潜在量は大きく期待をしている。

(松本 仁志)

【その19】

テーマ：CO₂ 削減

主催：INTERNATIONAL ENERGY AGENCY (IEA)

日時：12月6日 13:00～15:00

概要：

Richard Baron (IEA)、Cedric Philibert (IEA)

将来枠組みにはおそらく上限価格を設定した排出量取引市場の拡大が鍵となる。また、

BAUシナリオでは2020年までに世界全体のGHG排出量が5割増加することから、京都議定書の締約国が目標達成するには、排出量取引市場の規模は、CO₂換算で44億～55億トンに拡大しなければならない。世界の排出量取引市場をリンクさせることは技術上可能であり、経済的効果がある。途上国は、GDP当たりの温室効果ガス排出量が多いが、人口一人当たりの温室効果ガス排出量は少ない。温室効果ガス排出量を削減させるためには、様々な目標が世界レベルでの参加者を増やす。また、市場の力が重要である。途上国を取り込むには、non-bindingでの目標が良いだろう。今会合でのホットな 이슈はセクター別アプローチとなっている。

Paul Waide (IEA)

現在、世界において16億人の人が照明の無い生活をしている。照明は、世界のエネルギー使用の19%を占めている。照明の電力を供給するのに必要な電力を発電所に換算すると、天然ガス発電で1265基に相当する。2005年において、全ての照明によるCO₂排出量は、1889Mtになる。オフィスの照明には、色々な種類の照明が使用されている。効率の良い照明を使用することが温室効果ガス排出量削減につながる。

(矢尾板 泰久)

【その20】

テーマ：GHG プロトコル（プロジェクトプロトコル）発行

主催：WBCSD (World Business Council for Sustainable Development)

日時：12月6日 18:00～19:30

出席者：Bjorn Stigson WBCSD
 Mahua Acharya WBCSD
 Derek Roekholm WRI
 Michael Lazarus Stockholm Environment Institute
 他

概要：

本年12月にGHGプロトコル（プロジェクトプロトコル）が発行されてことを受けて、プロトコル策定にいたる背景などが紹介された。プロトコルの中身についての言及はなかった。

<発行にいたる経緯>

2004年3月にGHGプロトコル（コーポレートスタンダード）を発行し、GHG排出量算定におけるグローバルスタンダードとして、世界中で広く利用されてきた。

今回の第2弾であるプロジェクトプロトコルは、京都議定書批准などにより本格化してきたCDMのようなプロジェクトによる排出削減量を規定するための基準のニーズから策定されたものである。これにより、GHGプロトコルは完全なものとなったといえる。ポイントカーボンの最近の予測では、プロジェクトベースのGHG削減マーケットは今年4.5億ドル程度であり、2010年には230億ドルにまで成長する見込みである。

<構成>

- 1、 背景、コンセプト
- 2、 GHG 削減の計測と報告
- 3、 事例
 - セメントプロトコル（プロジェクト特有のベースライン利用例）
 - パイプライン（パフォーマンススタンダードベースライン利用例）
- 4、 補足情報

<フロアより質問>

ISO14064 との違いは何か？

→目的、ターゲットなど基本的に大きな違いはない。しいて言えば、ISO14064 は「しなければならないこと“what must be done”」を端的に記載したものであり、GHG プロトコルは、もう少し丁寧にユーザーにとってわかりやすく「何を、なぜ、どのようにするべきか”what, why, and how to do this”」を説明したものである。

(松本 仁志)

【その21】

テーマ：2013年以降－ハイレベルフォーラム

主催：PEW CENTER

日時：12月7日 13:00～15:00

概要：

Eileen Claussen (PEW CENTER)、Elliot Diringer (PEW CENTER)

このサイドイベントは、PEW CENTERが発行した`Climate Dialogue at Pocantico` というレポートを発表した。2013年以降の国際的な取り組みを拡大強化するには、すでに進行中の取り組みを土台にした創造的な新しい政策アプローチが必要となる。このポカンティコでの対話に、ビジネス関係者、政策立案者、専門家などの参加があった。当面の重要課題は、主要国を参加させることである。主要25カ国が全世界の温室効果ガス排出量の83%、世界総人口の71%、そして世界の総収入の86%を占めている。「共通だが差異のある責任」の原則に適合した公平なアプローチが取られなければならない。

将来の国際的取り組みの要素として役立つようなアプローチには次のものがある。

1) 長期目標

；数量化された長期目標を交渉しようとするよりも、政府は長期目標についての自己のビジョンを明確に示し続けるべきである。やがては、これらが国際的取り組みを非公式に誘導する1つのより具体的な共通見解として一体化していく可能性がある。

2) 適応

；新たな投資は国内適応戦略の開発を支援し、非常に脆弱な国々が緊急の適応ニ

(財)地球産業文化研究所
ーズに対応するのを援助することが出来るであろう。気候変動に対する脆弱性を高める投資を阻止し、気候変動への追加措置が必要である。

3) 目標と排出量取引

; 国際排出量取引と組み合わされた排出量目標は、多国間取り組みの中核要素であり続けるべきである。将来の排出量目標は期間、形式および厳しさに違いがあっても良い。強制力のある絶対目標に加えて、他のタイプの目標として、原単位目標、「ノーロース (no lose)」目標、あるいは条件付き目標を含めてもよいだろう。他の市場型アプローチとして、途上国における政策主導型の排出削減量にクレジットを与えるメカニズムを含めてもよいだろう。

4) セクター別アプローチ

; 電力、輸送または土地利用のような主要部門を中心として構成される約束は、さまざまな形式を取ることが出来るであろう。

5) 政策型アプローチ

; 各国は、気候目標と開発目標を統合した幅広い目標を約束し、それらを達成するための国内措置を保証し、実施と結果について定期的に報告することが出来るであろう。

6) 技術協力

; 政府は、長期技術の研究開発に対する支援を調整・増加することが出来るであろう。途上国におけるクリーン技術の展開を容易にするための協力の強化も必要である。

これらの要素を活用する新しいアプローチの案出は、特別の政治上、設計上および交渉上の課題を提起することになるだろう。それらの課題に対応するには、参加の新しい形式が必要となるかもしれない。

(矢尾板 泰久)

【その 2 2】

テーマ：日本の取組み紹介

主 催：日本政府

日 時：12月7日 18:00~21:00

出席者：小池百合子環境大臣 他

概 要：

温暖化問題に対する日本の取組みが紹介された。第1部が小池環境大臣による日本の政策説明、第2部が JKAP (京都メカニズムアクセレーションプログラム)、第3部が FutureCDM についてであった。第1部は、小池大臣の参加もあり会場は立見の出る盛況であった。

<日本の政策>

1) チームマイナス6%

- ・ ビデオにより、「COOL BIZ」の取組みを紹介。認知度は95.8%に上る。
- ・ 「COOL BIZ」による効果は、2億1000万kWhの電力量削減。46万t-CO₂の削減となっている。
- ・ 冬にかけて「WARM BIZ」の取組みを開始。暖房による使用エネルギーは冷房の2.5倍であり、より大きな効果が期待できる。

2) 先端技術紹介

新技術への政策支援の一例として、以下の3例が小池大臣より紹介された。

① トヨタ「プリウス」

- ・ トヨタハイブリッドカーは、現在世界で46万台。
- ・ 政策支援により2010年までに233万台のハイブリッド車導入を予定。これによる削減効果は300万t-CO₂を見込んでいる

② 東京ガス「家庭用燃料電池」

- ・ 今年より、1kWタイプの商用発売を開始。
- ・ 政策支援により2010年までに100万台の家庭用燃料電池導入を予定。これによる削減効果は300万t-CO₂を見込んでいる

③ 旭化成「地中熱利用ヒートポンプ」

- ・ 地中熱を熱源とする住宅用冷暖房システム。GSHP (Ground Source Heat Pump)
- ・ 政策支援により2010年までに520万台の導入を予定。これによる削減効果は310万t-CO₂を見込んでいる

<JKAP>

- ・ IGES、NEDOよりJKAPの取組み紹介
- ・ 成果としては、以下の2例を紹介
 - ① アルメニア：ランドフィルガスの回収、発電プロジェクト（清水建設）
→11/28付けでCDM理事会で登録済み（CER：135,000t）
 - ② パタゴニア：風力発電（660kW×15台）（パシフィックコンサルタンツ）

<Future CDM>

- ・ 12/3 日本政府主催の「Future CDM」ワークショップ（別途報告済）での内容から、大規模生産施設でのCDMと交通分野でのCDMについて紹介された。

(松本 仁志)

【その23】

テーマ：気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発の対話

主催：英国政府

日時：12月7日 18:00~19:30

概 要：

2005年7月に開催されたG8（グレンイーグルズサミット）では、二つの主な議題があった。それは、「アフリカ」と「気候変動」である。この会議には、G8諸国とブラジル、中国、インド、メキシコ、南アフリカという国が参加した。

また、2005年11月には、グレンイーグルズサミットで合意された「気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する対話」を開始するものとして、エネルギー担当閣僚と環境担当閣僚が集結した。この会議には、G8諸国とオーストラリア、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、ナイジェリア、ポーランド、南アフリカ、韓国、スペイン、世界銀行、UNFCCC、IPCC、国際エネルギー機関（IEA）、UNEPが参加した。

気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に向けての目標への道のりとして以下の4点を必要としている。

- 1) 低炭素技術の開発と普及に向けて、適切な時間スケールをもつ国家戦略と行動計画を定めること
- 2) セクター別低炭素技術の開発を加速するためのロードマップ
- 3) 長期的な目標と短期的な優先課題への取組のバランスを取ること
- 4) 普及啓発を更に進めることを含め、個人や企業の行動を促していくこと

また、今後日程としては、以下の予定になっている。

- ・ 2006年7月 G8サミット 開催地はロシア。
- ・ 2006年後半 エネルギー・環境大臣担当会合 開催地はメキシコ。
- ・ 2007年7月 G8サミット 開催地はドイツ。
- ・ 2008年春 エネルギー・環境大臣担当会合 開催地は日本。
- ・ 2008年7月 G8サミット 開催地は日本。

2008年に日本で開催されるG8サミットにおいて、本対話の成果の報告をする予定になっている。

Claude Mandi (IEA)

国際エネルギー機関（IEA）のグレンイーグルズでの役割は、エネルギーシナリオと戦略におけるG8へのアドバイスである。「World Energy Outlook: Alternative Policy Scenario」をIEAは発行しており、これには2030年から2050年における予測される新しいエネルギー技術の分析が含まれている。また、IEAの新しい発行物である「Global Energy Technology Perspectives」は、長期間でのエネルギー市場における技術が与えるインパクトを詳細に記載している。

(矢尾板 泰久)

以 上